

令和6年度概算要求 孤独・孤立対策関係予算

事業概要

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査 (内閣府孤独・孤立対策推進法施行準備室)

6年度概算要求額 **0.5億円** 【重要政策推進枠】
(新規)

事業概要・目的

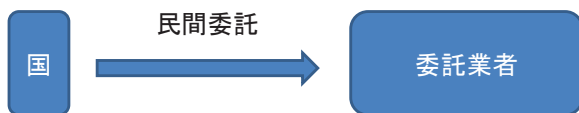
○我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ることを目的として、過年度に引き続き、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（以下「全国調査」という。）を実施します。

全国調査は、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）における「全国調査とPDGAの取組を推進すること」との指摘等を契機として始めた調査であり、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）においても、「調査結果を踏まえた上で施策を進める」として、調査結果の活用が指摘されています。

事業イメージ・具体例

- 調査対象：全国・全世代の個人
- 調査方法：統計的な手法で抽出した個人に対して調査票を郵送し、郵送又はWEBフォームにより回答を回収します。
- 調査主体：一般競争入札（総合評価落札方式）により業者を決定します。
- 調査事項：孤独に関する事項、孤立に関する事項、属性情報、その他関連項目等
- 調査期間：12月～1月（調査基準日：12月1日）

資金の流れ



期待される効果

- 我が国における孤独・孤立の実態を把握することで、関連行政諸施策の企画立案又は評価に資するデータを提供します。
- 全国調査を毎年定期的実施することで、学術研究等にも有用なデータを提供します。

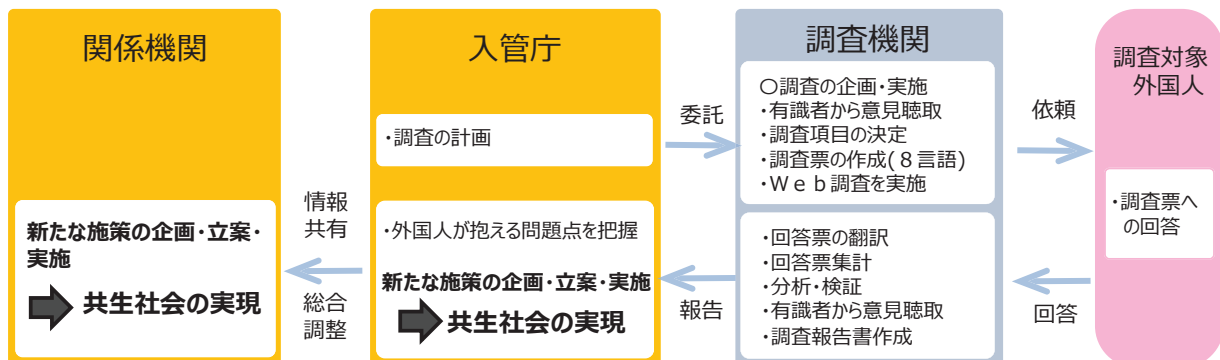
在留外国人に対する基礎調査

令和6年度概算要求額
10,747千円

概要

- 外国人との共生をめぐる状況は絶えず変化しており、外国人の置かれた状況やいかなる施策が必要とされているかを的確に把握する必要がある。
- 令和4年6月14日、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」（以下「総合的対応策」という。）が決定された。

➡ 「在留外国人に対する基礎調査」を実施し、在留外国人の国籍、在留資格、主な使用言語等の属性にも留意した上で、外国人の置かれている状況及び外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握する。（ロードマップ《15》、《66》、《76》・総合的対応策《施策番号21》）



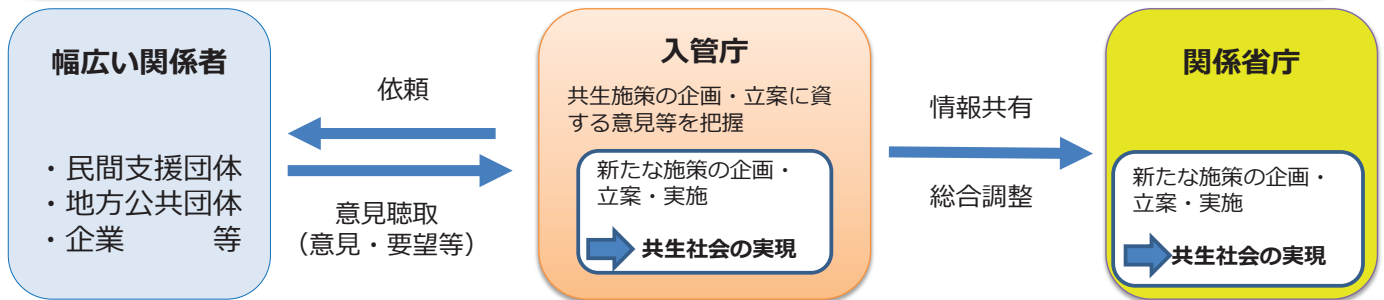
➡ 調査結果を踏まえ、外国人に関する共生施策を企画・立案・実施することで、ロードマップ及び総合的対応策の充実を図り、政府全体で外国人との共生社会の実現を図っていく。

概要

○外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）

出入国在留管理庁が実施している**関係者ヒアリング**、各地方出入国在留管理局が開催している「出入国在留管理行政懇談会」等において、引き続き**地方公共団体、企業、外国人支援団体等幅広い関係者から、外国人に対する共生施策の企画・立案に資する意見を聴取する。**【施策番号20】

→ 今後の出入国在留管理行政の在り方に関する検討に資するため、広く国民の声を聴くという観点に立ち、幅広い関係者から意見等を聴取する**関係者ヒアリング**を実施。



→ 聴取結果を踏まえ、外国人に関する共生施策を企画・立案・実施することで、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の充実を図り、政府全体で外国人との共生社会の実現を図っていく。

JST 社会技術研究開発事業

令和6年度要求・要望額 19億円
(前年度予算額 17億円)
※運営費交付金中の推計額



背景・課題

- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)では、社会問題の解決や科学技術・イノベーションによる新たな価値を創造するために、**研究開発の初期段階からの倫理的・法制度的・社会的課題(ELSI)対応など、人文・社会科学と自然科学との融合による「総合知」を用いた取組の重要性**、また**気候変動問題等の地球規模課題の解決やSociety 5.0の実現に向けた「総合知」活用**の重要性が指摘されている。
- CSTII「総合知」の基本的考え方及び戦略的に推進する方策「中間とりまとめ」(令和4年3月17日)では、我が国の10年後の姿として**人文社会・自然科学/アカデミア・産業界を問わず誰もが「総合知」を活用する社会の実現**が掲げられており、「総合知」を活用する場の創出、ノウハウの蓄積、人材育成、評価手法の確立などの課題が指摘されている。
- **社会的孤立・孤独の予防プログラム**が、政府の「**孤独・孤立対策の重点計画**」(令和4年12月26日改定)における一施策として位置づけられている。

事業概要

➢ 持続可能な開発目標(SDGs)を含む社会課題の解決や新たな科学技術の社会実装に関して生じる倫理的・法制度的・社会的課題(ELSI)へ対応するため、**人文・社会科学及び自然科学の様々な分野の研究者やステークホルダーが参画する社会技術研究開発(フューチャー・アース構想を含む)を推進**す

【事業の主なスキーム】

- <調査・研究部分>
- ✓ 予算規模:153百万円(人件費、活動費、調査・研究費等)
 - ✓ 社会問題俯瞰調査
 - ✓ JST各研究開発部門と連携したELSI等の調査・研究
 - ✓ 俯瞰・戦略ユニットの機能強化のための取組(「総合知」戦略推進への貢献)

<委託研究部分>

- ✓ 対象機関:大学、国立研究開発法人、NPO法人等
- ✓ 予算規模:8百万円~30百万円/PJ・年(90課題を実施予定)
- ✓ 研究期間:半年~3年程度

【取組概要一覧】

○研究開発領域・プログラム(委託研究)

- 「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」(H23~R)
- 「SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム」
シナリオ創出フェーズ(R1~)
- イノベーション創出フェーズ(R1~)
- 社会的孤立枠(R3~R9)**
- デジタルソーシャルトラスト枠(R5~R10)

「科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題(ELSI)への包括的実践研究開発プログラム」(R2~R10)

- 俯瞰・戦略ユニット(調査・研究)
- 共通経費
- フューチャー・アース構想の推進(H26~)

【これまでの成果】※SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム(社会的孤立枠)すべての子どもの社会的孤立・孤独・排除を予防する学校を中心としたシステムの開発

代表者も山野 則子(大阪公立大学教授) 研究開発期間が令和3年11月~令和8年3月

問題の早期発見と支援の仕組みが必要。支援手法開発等の学術研究と予防施策を講じる学校組織等での実証の一体的推進が重要。

✓ AI活用により子どもたちの潜在的なSOSを早期にキャッチし適切な支援に繋げる「YOSS(Yamano Osaka Screening System®. ヨース)クラウドサービス」を、現場実証を経て産業界と共同開発。令和4年12月から全国の小中学校・高校などの教育現場に提供開始。

✓ YOSSの導入により、客観的データに基づいた教員・スクールソーシャルワーカー等のチームでの議論や支援策の検討が可能に。大阪市・神戸市・岡山県赤松町・佐賀県みやき町・大阪府内5自治体等、計11自治体67校(令和5年8月時点)の教育現場に導入されるなど社会的反響。

✓ 今後は、支援の方向性を示す評価手法の開発や人材養成など体制構築の支援などを通じ、さらなる社会実装が期待。



悩み別、方法別、地域別に相談したい方に合った相談窓口を検索できるサイトです。



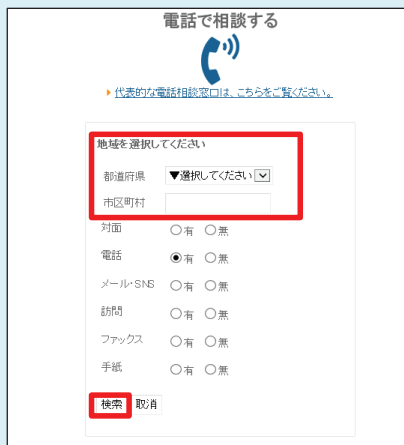
①支援情報検索サイト <http://shienjoho.go.jp/> にアクセスします。

②知りたい情報を選びます。



③都道府県・市区町村を選択し「検索」。

※②で「電話」を選択した時の画面です。
※都道府県・市区町村を選択しなくても検索できます。



④検索結果が表示されるので、相談先を選びます。

※「詳細」をクリックするとさらに詳しい情報が表示されます。



イラスト：細川貂々

自殺対策に係る広報の実施

令和6年度概算要求額 0.8億円の内数

○ 全国でのポスターの掲示やネットでの広告等によりSNSや電話相談の窓口(まもろうよところ)やゲートキーパー(※)を周知。具体的には、①広報ポスター(紙、電子媒体)、インターネット広告(②動画広告、③SNSでの広告、④検索連動広告、⑤政府広報)、⑥リーフレットの配布、⑦厚労省公式SNSへの投稿 等

※ ゲートキーパー:悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人(そのうちどれか一つでもできれば支えになる)

【広報ポスター・インターネット広告】

①ポスター

②動画広告
(YouTube・Yahoo!等)

③SNS広告
Facebook・Twitter・LINEにおいて、ポスターや動画等を配信

④検索連動広告
(Google・Yahoo!)

自殺に関連する言葉を検索した方に相談窓口が表示される

⑤政府広報バナー広告

Yahoo!ニュース等にバナーを掲出し、「まもろうよところ」に誘導。

【その他の広報】

ポスター・動画では、電話やSNSの相談窓口をまとめた厚労省HP「まもろうよところ」を案内

もし、あなたが悩みを抱えていたら、相談してみませんか？

⑥リーフレットの配布

インターネットに馴染みがない方に向けて、本人に直接配布できるようリーフレットを作成。(自治体や関係団体が活用できるよう電子媒体を幅広く配布)

⑦厚労省公式SNSへの投稿

8月～9月において、相談窓口及びゲートキーパー等自殺予防に向けた情報を投稿

自殺総合対策の推進

令和6年度概算要求額 54.8億円(令和5年度37億円)

＜自殺総合対策大綱に掲げた数値目標＞
自殺死亡率を令和8年までに
平成27年比で30%以上減少

【内訳】		
地域自殺対策強化交付金	45.7億円	(29.8億円)
調査研究等業務交付金	6.0億円	(4.9億円)
地域自殺対策推進センター運営事業費	1.9億円	(1.1億円)
ゲートキーパー基盤整備事業費	0.3億円	(0.3億円)
その他(本省費)	0.9億円	(0.9億円)

1. 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進 (令和6年度概算要求額：45.7億円)

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)に基づき、地域の実情に応じた相談対応、普及啓発、自殺未遂者や自死遺族への支援等に対する実践的な自殺対策の取組を支援
- 令和4年において、自殺者数の総数として前年を上回るなど、依然として、自殺リスクが高い環境にあることを踏まえた電話・SNSを活用した相談体制等への支援
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月決定)を踏まえ、多職種の特任家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充
- 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐため、救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎや継続的支援を行うモデル事業の実施

3. 指定調査研究等法人の機能確保等 (令和6年度概算要求額：7.2億円)

- 我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人において、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」や、自殺総合対策大綱を踏まえた取組等を推進するため、こどもの自殺対策の強化の観点から、「こども・若者の自殺危機対応チーム」事業に取り組む地方自治体への支援を行うとともに、指定調査研究等法人における体制の拡充として、自殺念慮を抱えている方に強い影響を与える懸念のある著名人の自殺報道等への対応を強化
- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間等に、全国的な普及啓発活動を実施
- ゲートキーパー普及に向けた基盤の構築(研修教材作成、講師養成等)

2. 都道府県自殺対策プラットフォームの構築 (令和6年度概算要求額：1.9億円)

- 都道府県が市町村等に対して支援を行う際などに、各都道府県における自殺対策の関係機関が、それぞれの組織単独で対応したのでは限りがちな資源不足を補うため、関係機関等が情報の共有や実務的な連携を行うための枠組みである「地域自殺対策プラットフォーム」の構築を支援

電話・SNSを活用した
相談体制の支援強化

こども・若者の
自殺危機対応チーム

ゲートキーパー
養成・支援



地域自殺対策強化交付金

令和6年度概算要求額 45.7億円

事業概要・目的

【事業の目的】

- 我が国の自殺者数は、21,881人(令和4年)となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指す。

【事業の概要】

- 交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

事業イメージ・具体例

地域の実情に応じて、様々な世代やリスク要因に対応した自殺対策を実施する。

＜①地域自殺対策強化事業(地方自治体向け) 補助率1/2, 2/3, 10/10＞

- 対面、電話、SNS相談の実施
 - ・自殺予防関連の相談会の開催
 - ・電話やSNS等を活用した相談窓口の設置
 - 人材養成の支援
 - ・各種相談員の養成
 - ・ゲートキーパーの養成
 - 適切な情報の発信
 - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
 - 自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
 - こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の実施
- 等

＜②自殺防止対策事業(民間団体向け) 補助率10/10＞

- 全国的な自殺防止対策に取り組む民間団体が行う
 - ・電話・SNS等による相談活動
 - ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
 - ・ゲートキーパーになった者に対する支援
- 等の取組を支援。

資金の流れ



期待される効果

地域自殺対策計画に基づく地域の状況に応じた自殺対策への取組を支援し、自殺念慮者等に対し、その背景にある様々な要因に応じた「生きる支援」を行うことで、安心・安全な社会の実現に寄与し、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現が期待される。

目的等

- ◆ 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の趣旨にのっとり、調査研究等の推進により、自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、令和元年9月12日に施行された「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」（令和元年法律第32号）第4条に基づき、「一般社団法人いのちを支える自殺対策推進センター（JSCP、代表理事：清水康之）」を指定調査研究等法人として指定。

事業内容

<p>自殺の実態等の調査研究・検証の実施とその成果の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自殺対策を総合的に推進していくため、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な調査研究を推進する。 ◆ 都道府県・市町村等が地域の状況に応じた実効性のある自殺対策を推進できるよう、地域毎の自殺の実態や政策ニーズの把握と分析等、総合的な政策の企画立案・関連施策の連携につながる調査研究を推進する。 	<p>地域の状況に応じた自殺対策の策定及び実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 各都道府県・指定都市の地域自殺対策推進センター等の担当者や自殺対策関係者に対し、指導助言を行う。 ◆ 国と地方の連携を図るため、連絡会議を開催するとともに、必要に応じて、市町村との意見交換や指導を行うためのブロック会議を開催する。
<p>調査研究・検証を行う者に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 革新的自殺研究を推進するため、必要な助言、評価等を行う体制を構築して、調査研究等を行う者に対して助成を行う。（革新的研究プログラム） 	<p>地方公共団体等の関係職員に対する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地方公共団体の職員、自殺対策に係る活動を行う民間団体の職員、その他の関係者に対する研修を行う。 ◆ 自殺未遂者の再度の自殺を防止するため、医療従事者を対象にした研修を行う。
<p>先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 我が国の自殺対策の情報発信、海外の自殺対策の先進事例の収集等、国際連携に取り組む。 	<p>自傷・自殺未遂レジストリの運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自傷・自殺未遂レジストリを運用し、自殺未遂者の実態把握や調査分析を行う。

保護司とは

【R6概算要求額 5,079,075千円の内数】

- 地域の人々や事情等をよく理解しているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等を実施
- 法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員だが、給与は支給されず、ボランティアとして活動

1 使命

- ・ 社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

2 定数・現員

- ・ 定数は52,500人で、全国886の区域（保護区）に配属され活動している現員数は約47,000人
- ・ 近年、充足率は約89%

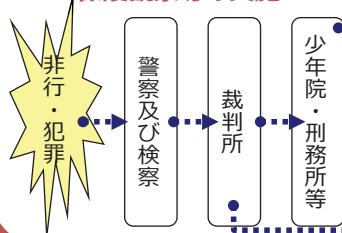
3 任期

- ・ 任期は2年であるが、再任は妨げられない。
- ・ 法令上の定年はないが、原則、再任時の年齢を76歳未満として運用。
- ・ 希望すれば、特例的に、78歳の前日まで保護司活動に従事可能。

4 年齢

- ・ 平均年齢は約65歳であり、全体の約8割を60歳以上が占めている。

■ 保護観察等の実施



保護司の職務

■ 生活環境の調整

矯正施設に収容されている人が釈放されたときに、更生に適した環境で生活できるよう、収容中から帰住先の調査や引受人との話し合い、就職先等の調整を行うなど、必要な受入れ態勢を整える。

■ 保護観察

月に2～3回程度、保護観察対象者を自宅に招くなどして面接を行い、保護観察期間中の約束事や生活の指針を守るよう指導するほか、就労の援助、本人の悩みに対する相談等を行い、毎月保護観察所に報告書を提出する。

社会復帰

■ 犯罪予防活動

- ・ 非行や犯罪の発生原因となる社会環境の改善や世論の啓発を進め、犯罪抑止力の諸条件を強化することにより、非行や犯罪の発生を未然に防ぐことを目的とする活動
- ・ 地域における様々な機関・団体と連携して行われており、保護司は、いわば地域社会のコーディネーターとしての役割も担っている
- ・ 刑期を終えて出所した人や保護観察期間を経過した人からの相談に対応している保護司会もある

※このほか、更生保護女性会及びBBS会に係る経費についても、要求している

概要

- 日本に在留する外国人の方々やその支援者の方々に対して有用な情報を提供するために2019年4月1日に開設。
- 外国人向けに「生活・就労ガイドブック」（16言語。やさしい日本語版を含む。）、国の機関・地方公共団体等向けに「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」などを公開。
- 台風などの自然災害、新型コロナウイルスに関する情報・支援策等の他省庁の施策のリンクなども掲載。

多言語での情報提供の現状

- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）施策番号27に基づき、行政情報・生活情報を多言語・やさしい日本語で発信。
- 多言語で情報発信をしても、掲載場所の多くは日本語で作成されたそれぞれの省庁のホームページであり、日本語が得意ではない外国人が検索してその情報にたどり着くことは困難。



対応策

- ▶ 外国人生活支援ポータルサイト上に各言語ごとにリンク集を作成。
- ▶ 出入国在留管理庁に新たな情報の掲載を定期的に依頼。

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）施策番号27

○外国人向けの行政情報・生活情報の更なる内容の充実と、多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信を進める【全省庁】

期待される効果

- ・外国人がそれぞれの使用言語のリンク集をお気に入り登録。リンク集を閲覧すれば、多言語化された情報にアクセスすることが可能に。
- ・定期的に各省庁に照会することで、ポータルサイトに掲載されている情報を更新。

外国人がそれぞれの使用言語で容易に、最新の情報にアクセスすることができる環境を構築

外国人生活支援ポータルサイト(言語を選ぶ)

<https://www.moi.go.jp/lisa/support/portal/index.html>



13

ひとり親家庭に対する就業支援プラットフォーム構築事業

令和6年度概算要求額：27百万円（35百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報、ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況等を分かりやすくまとめた特設サイトの作成など、ひとり親が必要な情報を得られる環境を確保するとともに、ひとり親への支援に関する機運を高めることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 情報収集・管理業務

- ・ 地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報
- ・ ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況 等

(3) その他業務

- ・ 上記のほか、必要に応じてインターネットを活用した広報啓発や、ひとり親への支援に関する機運を高めるためのフォーラムの開催 等

1 SNS等による情報発信

- SNSやWeb公告など様々な媒体を活用した情報発信を実施



2 フォーラム等による啓発

- フォーラム、シンポジウム等の開催により、ひとり親家庭の支援に関する機運の向上



(2) 特設サイト運営業務

- ・ 収集した情報をもとに分かりやすい特設サイトを作成・運営

1 ひとり親家庭への支援団体の情報

- 地域における民間の支援団体の情報を掲載
- 👍 行政以外の窓口を周知することで相談の敷居を低く

2 ひとり親の雇用に理解のある企業の情報

- 1 ひとり親の雇用に積極的な企業の情報を掲載
 - 2 優良企業表彰を受けた企業の取り組みを掲載
- 👍 ひとり親雇用の機運を高める

3 ひとり親家庭が活用できる支援施策の情報

- 1 ひとり親家庭が活用できる支援施策を掲載
 - 2 自治体毎の取組状況を掲載
- 👍 住んでいる地域でどのような支援が受けられるか把握が可能に

3 実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額

14

児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について(通知)

(平成30年1月23日付け29初児生第38号、社援総発0123第1号)

1 背景

- ✓ 近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるが、自殺した児童生徒数は高止まりの状況
 - ✓ SNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした高校生等を誘い出し、殺害した事件の発生(座間市における事件)
 - ✓ 「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げる自殺予防教育に関し、十分な取組が行われているとは言い難い状況
- ⇒ 新たな自殺総合対策大綱に定められた「**SOSの出し方に関する教育**」^(※)の推進が重要。
平成30年1月23日、同教育の推進を求める通知を文部科学省・厚生労働省の連名で発出。

(※)自殺対策基本法第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」を言う。

2 通知の概要

以下に掲げる留意事項及び各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業等の一環として、**SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回実施**するなど積極的に推進すること。

1. 実施に当たっては、**保健師、社会福祉士、民生委員等を活用**することも有効であること。

【保健師等を活用するメリット】

- ① 児童生徒に対して**自らが必要に応じて相談相手になり得ることを直接伝えることができる**(「いざとなれば私のところに相談に来て」と言える)
- ② 保護者も含めた**世帯単位での支援が可能**になる
- ③ 学校と地域の専門家との間での**協力・連携関係の構築**につながる

2. 実施の際には、「24時間子供SOSダイヤル」や「チャイルドライン」などの**相談窓口の周知を行うことが望ましい**こと。

3. 児童生徒の発達段階に応じた内容とすることが重要であることを踏まえ、各学校の実情に合わせて**教材や授業方法を工夫**することが考えられること。

4. **SOSの出し方のみならず**、心の危機に陥った友人の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などの**傾聴の仕方(SOSの受け止め方)についても教える**ことが望ましいこと。

5. 同教育は、厚生労働省の「**地域自殺対策強化事業実施要綱**」の「普及啓発事業」や「若年層対策事業」に該当するとともに、「**地域特性重点特化事業**」(補助率10/10)にも該当し得るため、**積極的に本事業を活用**するよう周知されたいこと。

15

児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について

(平成30年8月31日付け文部科学省児童生徒課、厚生労働省自殺対策推進室事務連絡)

1 背景

- ✓ 平成30年1月、SOSの出し方に関する教育についての留意事項を示し、各教科等の授業の一環として、少なくとも年1回実施することなど積極的な推進を依頼する通知を発出。
- ✓ SOSの出し方に関する更なる教育の一層の推進に資するため、上記の留意事項に加え、**各学校でSOSの出し方に関する教育を行う上で参考となる教材例を周知**。

2 通知の概要

以下の教材例を参考に、各学校において、SOSの出し方に関する教育の一層の推進に努めていただくこと。

(1) 東京都教育委員会作成教材

- 子供が、現在起きている危機的状況又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動(身近にいる信頼できる大人にSOSを出す)ができるようにすること、及び身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすることを目的に、**各学校がSOSの出し方に関する教育を推進するための教材(学習指導案、ワークシート、スライドデータ等)**を作成。

(2) 東京都作成教材

- 子供自身が悩みに対処する方法を知り、困ったときに、大人や専門機関に相談できるようになること、また、周囲の人の気がかりな変化に気づき、適切な行動(大人へのつなぎ)が取れるようになることをねらいとして、**小学校6年生及び中学校1年生向けの小冊子**を作成(教職員向け解説書も併せて周知)。

(3) 北海道教育委員会作成教材

- 北海道教育委員会において、平成29年度いじめ対策・不登校支援等推進事業により、自殺予防教育を進める際の参考となるよう、「**援助希求的態度の育成**」、「**早期の問題認識(心の健康)**」、「**ストレス対処スキルの育成**」に関する**プログラム(指導案やワークシート等)**を作成。

16

法務省の人権擁護機関における主な人権相談体制

令和6年度概算要求等額 3,932,489千円の内数

※人権擁護委員と法務局職員が対応

こどもの人権SOSミニレター

- ◆全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布（令和4年度における受領通数・・・約8,100通）



いじめ等、先生や保護者にも話せない悩みごとの相談に応じ、解決に導く

女性の人権ホットライン

- ◆法務局・地方法務局に女性の人権問題を専門に扱う専用相談電話を設置（令和4年における相談件数・・・約1万2,700件）



外国語による人権相談

- ◆法務局・地方法務局に民間の多言語電話通訳サービス等を利用した体制を整備
英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語 ※窓口においては、約80の言語に対応。



令和6年度概算要求等額 3,932,489千円の内数

法務省の人権擁護機関による「人権啓発活動」について

- ・法務省の人権擁護機関では、「人権教育・啓発推進法」（H12法147）及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（H14.3.15閣議決定、H23.4.1一部変更）に基づき、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための「人権啓発活動」を年間を通じて実施。特に人権週間（毎年12月4日～10日）には、全国各地において集中的な啓発活動を展開。
- ・法務局・地方法務局及び人権擁護委員を中心に、国直轄事業や地方公共団体等への委託事業により、スポーツ組織・民間企業等とも積極的に連携し、地域の実情に応じた特色ある人権啓発活動を実施。

人権教室

- ・いじめ等について考える機会をすることにより、思いやりの心や命の尊さを学んでもらうことなどを目的とし実施（令和4年度は、約83万人を対象に実施）
- ・人種、障害の有無などの違いを理解し、認め合うことの重要性を認識してもらうため、車椅子体験・障害者スポーツ体験などの体験型人権教室や、インターネット上の人権侵害への対応として、携帯電話会社が実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室も実施



全国中学生人権作文コンテスト

- ・第41回目を迎えた令和4年度は、約77万人が参加
- ・入賞作文の作品集や、作品を題材とした啓発動画などを作成し、配布・配信



人権の花運動

- ・花の種子等を協力して育てることを通じ、豊かな心を育み、思いやりの心を体得してもらうことを目的として実施（令和4年度は約42万人が参加）



人権啓発冊子・動画

- ・いじめを含む様々な人権課題に対応した啓発冊子・啓発動画を作成し、配布・配信



寄り添い型相談支援事業(よりそいホットライン)について

令和5年度予算 396億円の内数
令和6年度概算要求額 509億円の内数

1. 概要

- (1) 電話相談
一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者など社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置して、電話相談を行う。
- (2) 直接支援・継続支援
直接的・継続的な支援として、①折り返しの電話、②直接面談、③他の相談機関への同行などを実施する。
- (3) 実施団体
令和4年度は、公募により選定された一般社団法人社会的包摂サポートセンターが実施。
当該法人が「中央センター」を設置するとともに、各地域で活動している団体の協力を得て「地域センター」を設置。

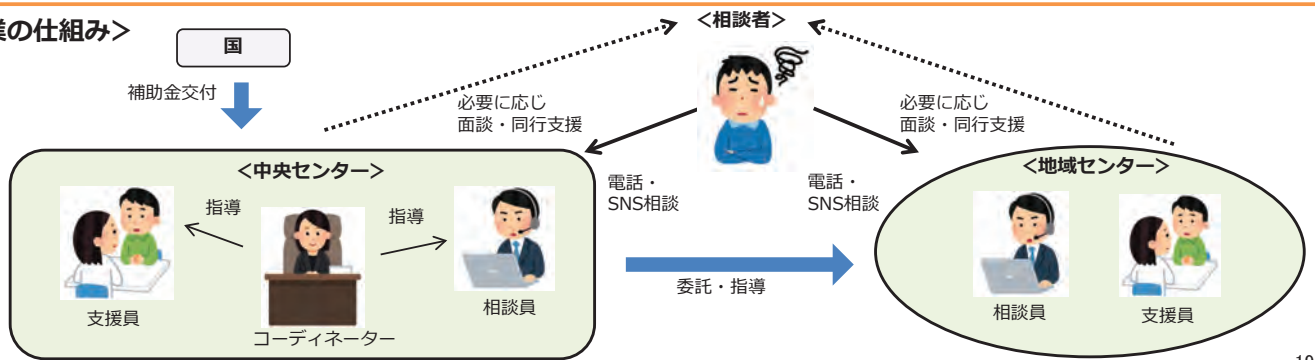
(参考)
令和3年度相談件数
約19.6万件



2. 体制

全国ライン(0120-279-338)と被災地ライン(被災3県対象)(0120-279-226)の2つのダイヤルを設置し、それぞれに生活全般の相談を受ける「一般ライン」と、外国語による相談「外国語ライン」、DV・性暴力の相談「女性支援ライン」などの専門ラインを設置している。

<事業の仕組み>



19

効果的な保護観察処遇

保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化【R6概算要求額 230,871千円の内数】
刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施【R6概算要求額 7,815,495千円の内数】

CFPによるアセスメント(R3.1~)

保護観察用アセスメントツール・CFP(Case Formulation in Probation/Parole)の開発・運用

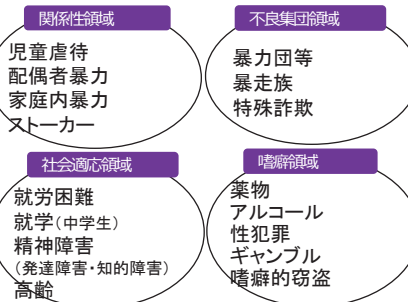
- [特徴]
- 再犯リスクを科学的に評価
 - 再犯に結びつく要因や改善更生に資する事項を網羅的に検討
 - 犯罪に至るプロセスを分析



再犯リスクに応じた密度で
個々の問題や特性に焦点を
当てた処遇を実施

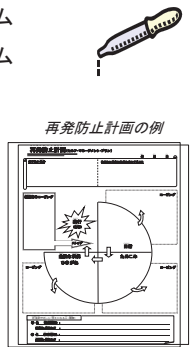
類型別による処遇(R3.1~)

共通する問題性等に焦点を当てたガイドラインによる処遇



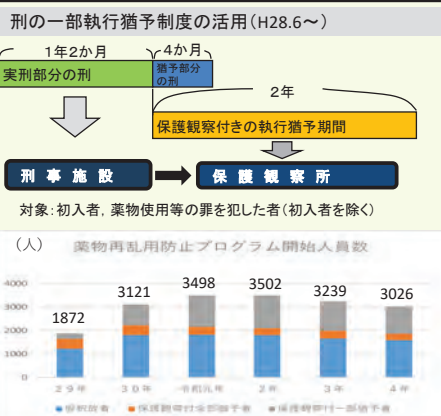
犯罪的傾向の改善等を図る処遇

- 性犯罪再犯防止プログラム
- 薬物再乱用防止プログラム
- 暴力防止プログラム
- 飲酒運転防止プログラム
- しよく罪指導プログラム
- 社会貢献活動



対象者の特性に応じた取組例

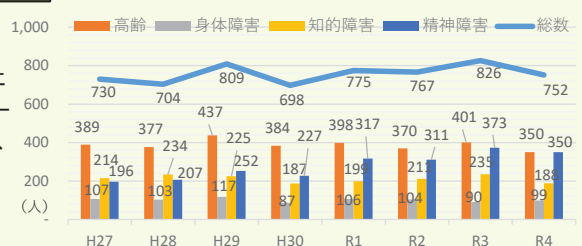
薬物事犯者



高齢・障害を有する者

特別調整
高齢又は障害を有する受刑者等に対して、地域生活定着支援センターと連携して、出所後の帰住地確保、必要な福祉サービス等の調整

特別調整終結人員の推移 (H26年度~R4年度)



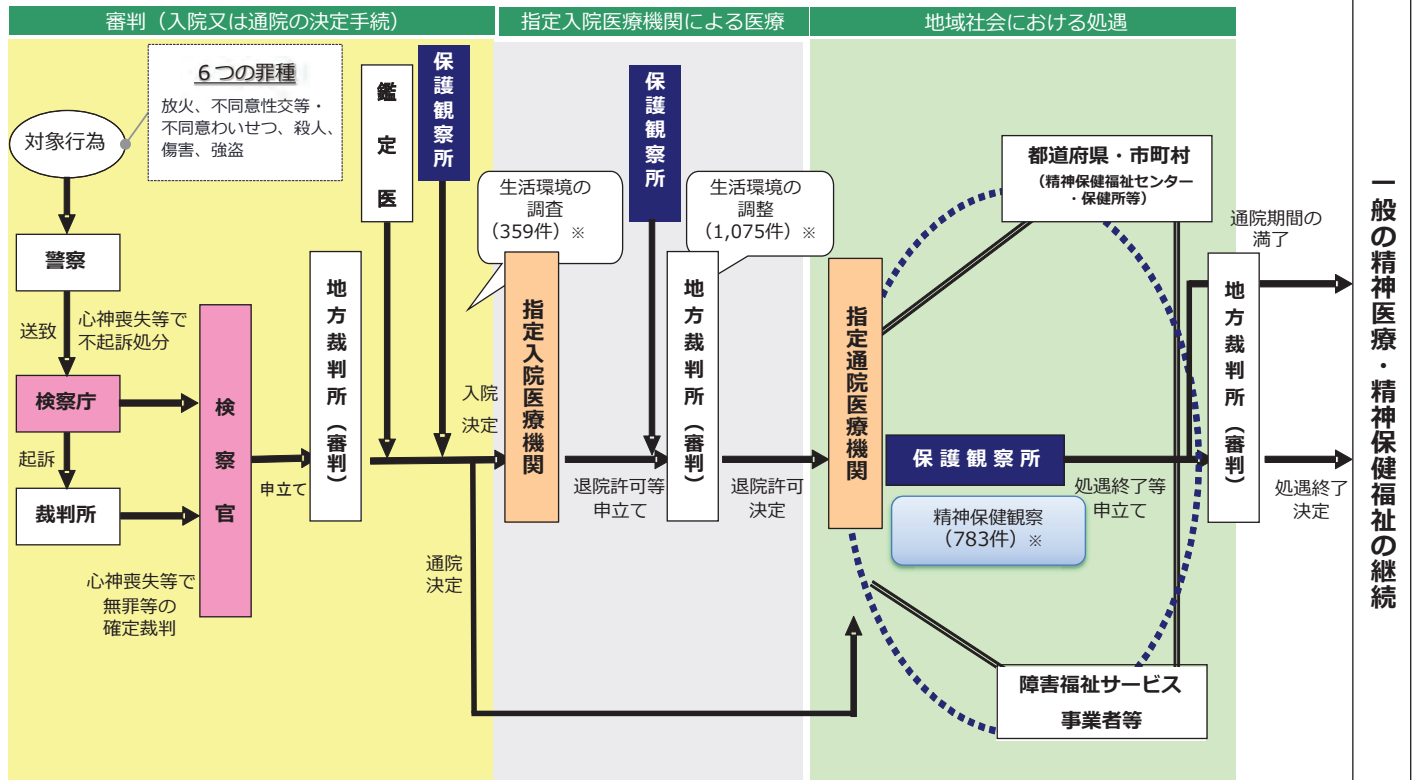
性犯罪者

性犯罪再犯防止プログラムの改訂(R4.4~)

保護観察所において実施する性犯罪再犯防止プログラムについて、刑事施設におけるプログラムとの連携を一層深めるとともに、再発防止計画作成後の指導効果の維持等を図るため必要に応じメンテナンスプログラムを実施すること等を内容とする改訂を実施

心神喪失者等医療観察制度と保護観察所

【R6概算要求額 297,467千円の内数】



※（ ）内は令和4年における取扱件数。生活環境調査の件数については、医療観察法第33条1項の申立てによるものに限る。

困窮邦人等対策費（外務省領事局海外邦人安全課）

令和6年度概算要求額 25,854千円（うち、孤独・孤立対策関係予算額は22,325千円）

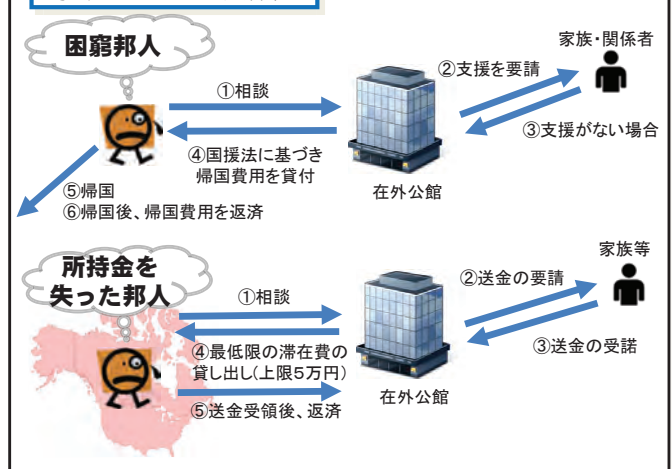
事業概要・目的

○ 海外における邦人の生命及び身体の保護は外務省の最も重要な責務の1つ。特に近年は感染症問題や国外退避を強いられるなど、在外邦人は不安定かつ脆弱な状況に置かれがちであり、今後も、海外の困窮邦人への対処に係る以下の事業に対するニーズが高まるものと予想される。

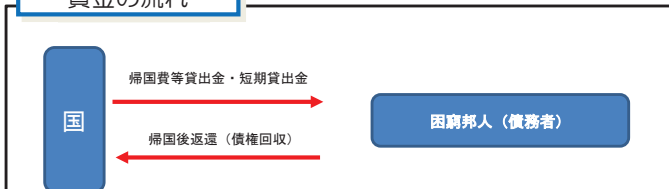
○ **困窮邦人帰国対策費**：困窮状態に陥り、自ら帰国費用を工面できず、家族・関係者からも支援が受けられない邦人に**帰国費用を貸し付け**、債務者は帰国後に同費用を返還する。滞在国の公的扶助が望めない者に対し、本邦での公的扶助受給による救済に繋げるためのセーフティネット。「国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律」（国援法）に基づき実施する。

○ **海外邦人援護短期貸出金**：海外で事件・事故や災害等により所持金を失った邦人に対し、当該邦人の家族等から支援（送金）を受けるまでに必要な**最低限の滞在費の貸し出し**（一人あたりの上限は原則として5万円程度）を行う。申請時に迅速に対応できるように、年度初めに在外公館に対し予算を送金する。

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

○ 海外で困窮に陥った邦人のための最後のセーフティネットとしての機能。

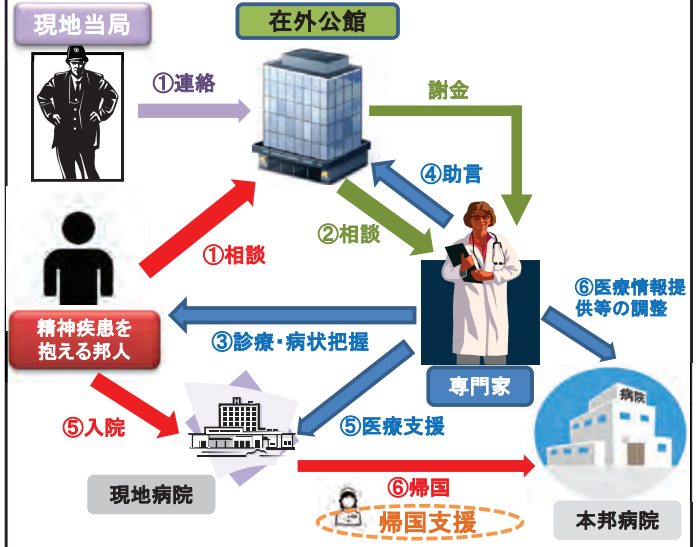
海外邦人精神障害者対策費（外務省領事局海外邦人安全課）

令和6年度概算要求額 8,764千円

事業概要・目的

- 海外において精神疾患を抱える邦人の保護・帰国支援のため、現場の領事負担を軽減する観点から自傷他害の危険を未然に防ぎ、現地治療に繋げるために現地において**精神医療専門家の支援**を得るもの。
- 平成12年度より実施。新型コロナの感染拡大後は、在外邦人は一層不安定かつ脆弱な状況に置かれがちであり、今後、**海外邦人のメンタルヘルスへの対応ニーズの高まり**が予想される。
- 委託された専門家は、当該邦人の病状を把握した上で在外公館領事に助言すると共に、重傷者に関しては、現地医療機関への受入依頼等、医療支援を行う。また、精神疾患等を抱える邦人の帰国に向けて、本邦受入れ先病院等に医療情報提供等の調整を行う。
- 病状の程度によって単身では帰国便に搭乗できない場合、**医師・看護師等を付添わせ帰国させ、本邦到着空港へ担当官を派遣**する。
- 根拠となる政策等
 - ・経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日）第3章1（1）「外交・領事実施体制を抜本的に強化し、外交力の強化を図る。」
 - ・「国家安全保障戦略を具現化するための外交力の抜本的強化を求める決議」自民党政務調査会（令和5年4月27日）5 国家安全保障戦略を具現化する外交力及びそのための外交・領事実施体制の抜本的強化「外交力及びそれを支える外交・領事実施体制を飛躍的かつ抜本的に強化する」

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

- 海外において精神疾患を抱える邦人に対し適切な保護・帰国支援を行うことが可能になる。
- 在外公館の領事サービスが向上し、邦人保護体制が強化される。

個別労働紛争対策事業

雇用環境・均等局総務課総務課
労働紛争処理業務室（内線7736）

令和6年度概算要求額 31億円の内数

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
約49/100	約49/100		約2/100

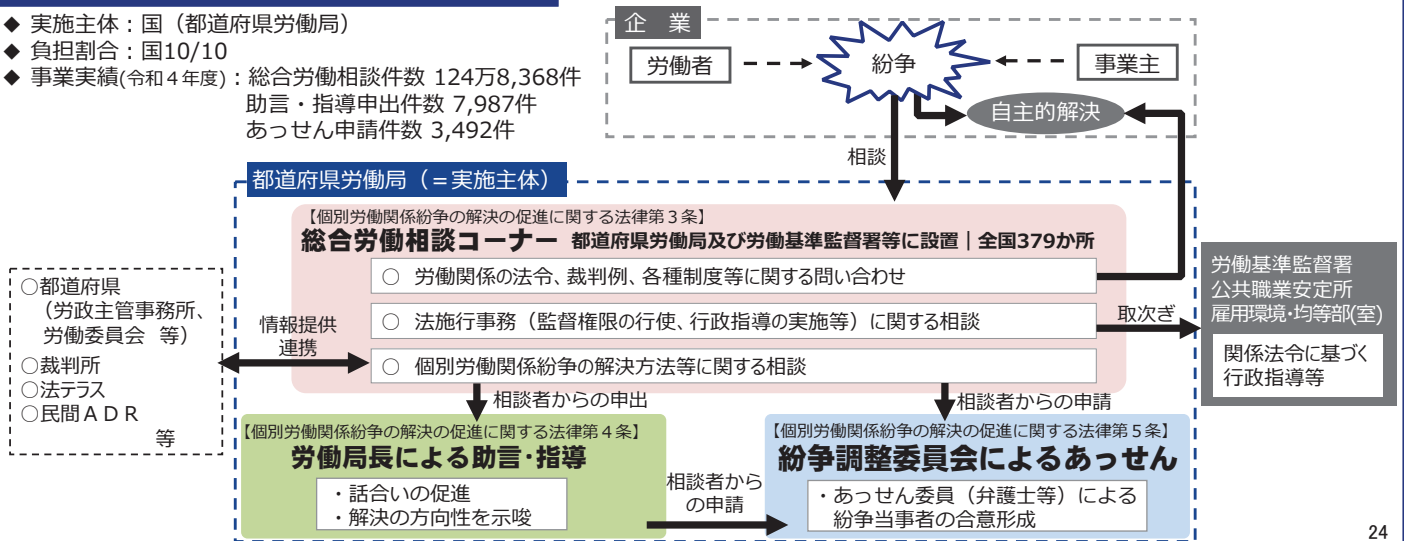
1 事業の目的

近年、労働組合組織率の低下、企業の人事労務管理の個別化、長期安定雇用の縮小などに伴い、解雇や労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせなどをめぐる個々の労働者と事業主との間の紛争が増加している。民事上の個別労働紛争の解決は、最終的には司法機関の役割であるが、司法機関の利用には労使ともに時間的、経済的負担が伴う。

そのため、司法機関との役割分担の下で、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、行政として信頼できる簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供し、当該紛争の未然防止と自主的解決を促進することを目的として事業を行っている。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- ◆ 実施主体：国（都道府県労働局）
- ◆ 負担割合：国10/10
- ◆ 事業実績（令和4年度）：総合労働相談件数 124万8,368件
助言・指導申出件数 7,987件
あっせん申請件数 3,492件



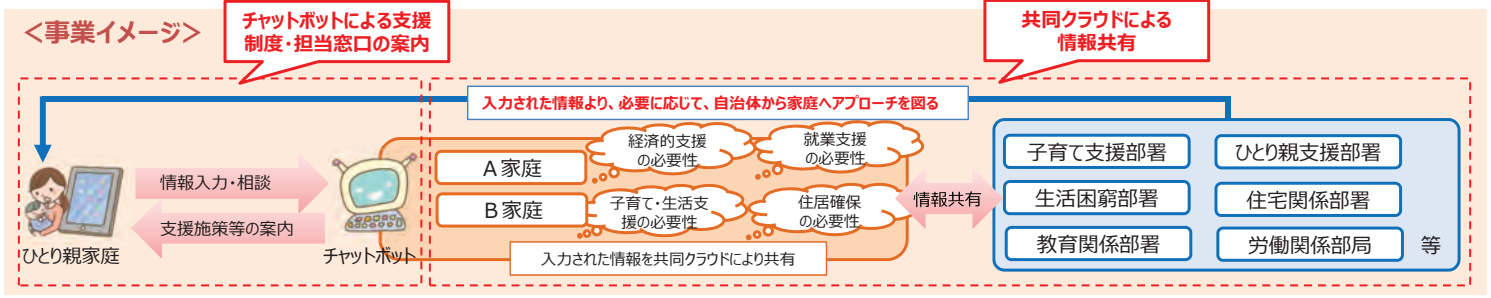
＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 164 億円の内数 + 事項要求
【162 億円の内数】 ※【 】内は前年度当初予算額
(参考) 令和4年度補正予算：1.8億円

1. 施策の目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員の体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができているかが課題**となっている。
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**IT機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。

2. 施策の内容

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



3. 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村
- 【補助基準額】 1自治体あたり：30,000千円
- 【補助率】 国：3/4

2. 施策の内容

＜拡充内容＞

【対象者】

- ① 概ね15歳未満の子（家事事件手続法では、子の監護に関する処分の審判をする場合には、子（15歳以上のものに限る）の陳述を聴かなければならないこととされており、本事業では、家事事件手続法上、意思能力を有さないと認められる15歳未満の子を対象とする。）との親子交流を希望する別居親又は子どもと別居親との親子交流を希望する同居親。
- ② 同居親が児童扶養手当の支給を受けており、かつ別居親が児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。又は、同居親及び別居親とも児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。ただし、都道府県等において、上記の者に対する支援の提供に支障が生じないと認める場合は、同居親又は別居親のいずれか一方が児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にない者であるときであっても、対象者とすることができる。
- ③ 親子交流の取り決めを行っている者で、本事業の支援を受けることについて父母間に合意があること。
- ④ 過去に本事業の対象となっていない者。

《見直し》 ⇒ 対象者要件の見直し（②の要件撤廃）を行う。

3. 実施主体等

- 【実施主体】 (1) 都道府県・指定都市・中核市
(2) 一般市・特別区・福祉事務所設置町村
- 【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等：1/2

ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化学業【平成26年度創設】

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 164 億円の内数 + 事項要求

【162 億円の内数】 ※【 】内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 地方自治体の相談窓口にて、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくりを支援することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 就業支援専門員配置等事業【1か所あたり年額5,000千円】

総合的な支援のための
相談窓口の整備



就業支援
○自立支援プログラムの策定
○ハローワーク等との定期的な連絡調整や同行支援
○能力開発等のための給付金の支給 など

子育て・生活支援
○保育所、放課後児童クラブ優先入所
○家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣 など

子どもへの支援
○こどもの生活・学習支援事業など

養育費の確保、経済的支援
○養育費等相談支援センター等による養育費相談
○弁護士による養育費等に関する法律相談
○児童扶養手当の支給、各種貸付金の貸付 など

同行型による支援の実施

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たること、
①地域の实情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。

(2) 集中相談事業【1か所あたり年額3,100千円】

児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就・自立支援センター職員、婦人相談所職員、弁護士等を相談窓口配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

(3) 相談支援体制強化事業（R4～）

ア 弁護士・臨床心理士等による相談対応支援【1か所あたり年額2,210千円】
母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助を行う。

イ 補助職員配置支援【1か所あたり年額4,648千円】
母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。

ウ 夜間・休日対応支援【1か所あたり年額1,681千円】 ※土日対応を行う場合
ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるように、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

エ 同行型支援【1か所あたり年額1,821千円】
ひとり親が必要とする相談支援を受けられるように、新たに同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用の補助を行う。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・一般市等

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【事業実績】

就業支援専門員の配置状況等	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
配置人数	36名	52名	61名	74名	93名	98名	103名
相談対応件数（延べ数）	8,456件	12,553件	19,091件	26,169件	27,959件	37,268件	38,171件

ひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業の拡充）

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 164 億円の内数 + 事項要求

【162 億円の内数】 ※【 】内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

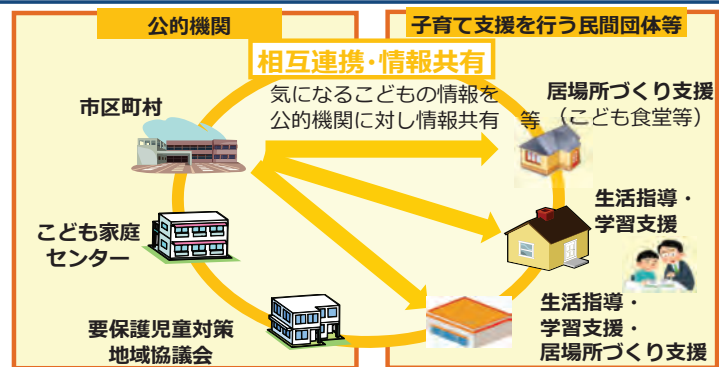
○ ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもの生活の向上を図る。

2. 施策の内容

① 地域の实情に応じて、以下のアからウの支援を組み合わせ実施することができる。

- ア 生活指導・学習支援
- 拡充** イ **居場所づくり支援（従来の「食事の提供」）**
⇒こども食堂などの食事の提供や体験教室などの体験型学習のような多様な居場所の提供に活用。
- ウ 連携体制整備

② 「地域こどもの未来応援交付金」からのスムーズな移行を進めるため、これまで市区町村と連携が図られていなかった事業者が自治体と連携して事業を実施した場合には、通常より高い国庫補助率を特例的に設定する。また、自治体負担の激変緩和措置も設ける。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2（上記2.②の場合の特例：国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3）
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4（上記2.②の場合の特例：国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6）

見直し 国2/3、市区町村1/3 ⇒上記2.②の場合に限り、市区町村の判断で実施できるよう、直接補助も選択可とする

【補助単価】

ア. 生活指導・学習支援

- (1) 事務費 1か所当たり 2,746千円
- (2) 事業費（集合型） 1か所当たり 4,898千円（週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる）
- (3) 事業費（アウトリーチ型） 1回の訪問が1日の場合 10,420円/回（半日以内の場合 6,700円）
- (4) 実施準備経費 1か所当たり ① 改修費等 4,000千円 ② 礼金及び賃借料（実施前月分） 600千円

イ. 居場所づくり支援（従来の「食事の提供」）

1か所当たり：3,500千円

ウ. 連携体制整備

1実施主体当たり：453千円 → R6要求：2,912千円 **拡充**

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度概算要求額 164 億円の内数 + 事項要求
〔162 億円の内数〕 ※〔 〕内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

<対象者>

- ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者

<貸付額>

- 養成機関への入学時に、入学準備金として50万円を貸付
- 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として20万円を貸付
※ 無利子（保証人がいない場合は有利子）

<返済免除>

- 貸付を受けた者が、養成機関の修了から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間引き続きその職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

3 実施主体等

- 【実施主体】 ①都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認めた者への委託も可能）
②都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県等が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

- 【補助率】 ①の場合：9/10（国9/10、都道府県又は指定都市1/10）
②の場合：定額（9/10相当）※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

【貸付実績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入学準備金（貸付件数）	1,977件	1,542件	1,290件	1,166件	915件
就職準備金（貸付件数）	821件	907件	889件	916件	702件

29

ひとり親家庭住宅支援資金貸付【令和3年度創設】

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度概算要求額 164 億円の内数 + 事項要求
〔162 億円の内数〕 ※〔 〕内は前年度当初予算額

1 事業の目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借りに必要となる資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、こどもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

【対象者】

児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

【貸付額等】

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）を貸付

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利息：無利子

償還免除：1年以内に就職をし、就労を1年間継続したとき

死亡又は障害により償還することができなくなったとき

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

3 実施主体等

- 実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9/10（国9/10、都道府県又は指定都市1/10）
- 実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9/10相当）
※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1/10相当を負担（特別交付税措置）

4 貸付実績（令和3年度）

- 貸付件数：703件
- 貸付金額：1億2982万円

離婚前後親支援モデル事業

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 164 億円の内数 + 事項要求
 【162 億円】 ※ 【 】内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や親子交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保に資する取り組みを実施する。

2. 施策の内容



離婚前後親支援事業

- (1) 親支援講座
- ① 親支援講座
養育費の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
 - ② 情報提供
親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。
- (2) 養育費の履行確保に資する取組
- ① 戸籍・住民担当部署との連携強化
戸籍・住民担当部署に相談員を配置し、ひとり親担当部署と連携（離婚届の受け取り時の相談支援のほか、リーフレットや動画教材の作成など）を図る。
 - ② 離婚前段階からの支援体制強化
別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。
 - ③ 公正証書等による債務名義の作成支援
公正証書等による債務名義を作成を支援する。
 - ④ 保証契約支援
保証会社と養育費保証契約を締結するための支援を行う。
 - ⑤ 戸籍抄本等の書類取得補助
家庭裁判所の調停申し立てや、裁判に要する添付書類の取得などの支援を行う。
 - ⑥ 弁護士等による個別相談支援
弁護士等を配置し、養育費に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。
 - ⑦ 裁判外紛争解決手続き（ADR）を利用し調停に係る費用への支援
 - ⑧ その他先駆的な取組
- ①～⑦のほか、養育費の履行確保等に資するものとして先駆的な取組

-
- 子どもの心情的理解
 - 離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減
 - 同じ境遇にある当事者との交流などにより、孤立感を解消
 - 養育費や親子交流に関する取り決めを促進
 - ひとり親になって間もない段階から必要な支援の提供が可能
 - 養育費の履行を確保

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）
 【補助率】 国：1/2、都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村：1/2 【補助単価】 1自治体当たり：15,000千円
 【R4年度実績（交付決定ベース）】 172自治体

高等職業訓練促進給付金【平成15年度創設】

令和6年度概算要求額 164 億円の内数 + 事項要求
 【162 億円の内数】 ※ 【 】内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

<対象者>

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること

<対象資格・訓練>

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において1年以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
 《対象資格の例》 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師等

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【実施自治体数】

【補助率】 国 3/4、都道府県等 1/4

【支給対象期間】 修業する期間（上限4年）

【支給額】

月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）
 修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

【令和3年度総支給件数】 7,774件（全ての修学年次を合計）

【令和3年度資格取得者数】 2,757人（看護師 1,133人、准看護師 845人、保育士 171人、美容師 129人など）

【令和3年度就職者数】 2,092人（看護師 1,002人、准看護師 468人、保育士 148人、美容師 100人など）

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和3年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	735か所 (94.2%)	864か所 (95.0%)

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。
 ※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

1 事業の目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

<対象者>

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

<対象講座>

- 実施主体の自治体の長が指定
 - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
 - ③ 都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座

<支給内容>

1. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
 - ① 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限20万円
 - ② 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限40万円 ※令和4年度より、上限額を引き上げ
 2. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者
 - 1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額
- ※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【実施自治体数】

【補助率】 国3/4、都道府県等1/4

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和3年度	47カ所 (100.0%)※	20カ所 (100.0%)	61カ所 (98.4%)	721カ所 (92.4%)	849カ所 (93.4%)

【事業実績】

令和3年度支給件数 2,248件
令和3年度就業実績 1,657件

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。
※ 都道府県47カ所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む(島根県、広島県)。

誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校・いじめ対策等の推進

令和6年度要求・要望額 114億円
(前年度予算額 85億円)



背景・課題

- 近年、いじめの重大事態の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数等が増加傾向にあり、また、不登校が長期化しているにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・支援を受けていない小・中学生が4.6万人に上るなど、様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援が喫緊の課題。

目標

- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」(令和5年3月)や「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月閣議決定)等に基づき、こども家庭庁等の関係機関とも連携を図りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

文部科学省 <令和6年度概算要求の概要> 主に教育委員会を通じた対応

専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等
10,071百万円 (8,461百万円)

① 不登校児童生徒の学びの場の確保の推進

- ・不登校特例校(※)の設置準備に加え、新たに設置後の運営支援
※名称変更予定 (設置準備：20校、設置後：10校) 【拡充】
- ・校内教育支援センター(SSR)の設置促進(3,600校) 【新規】
- ・在籍校とつないだり、自宅にいる児童生徒・保護者へ学習・相談支援を行うための教育支援センターのICT環境の整備(600ヶ所) 【新規】
- ・教育支援センターにおける多様な相談・支援体制の強化等(中核市を追加) 【拡充】



② スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

- ・SCの配置(全公立小中学校 27,500校、週4時間)
SSWの配置(全中学校区 10,000校、週3時間)
- ・重点配置校数の拡充(SC:7,200→7,800校、週8時間)
(SSW:9,000→10,000校、週6時間) 【拡充】
- ・上記のうち、より課題を抱える重点配置校の配置時間充実(SC-SSW:2,000校、週2日8時間) 【新規】
- ・不登校特例校におけるSC-SSWの配置充実(週5日) 【新規】
- ・オンラインを活用した広域的な支援体制整備(全都道府県・政令指定都市)



③ SNS等を活用した教育相談体制の整備推進

- いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議
- いじめ重大事態の情報共有
- 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部

こども家庭庁 主に首長部局を通じた対応

- ・学校外からのいじめ解消アプローチ
- ・いじめ調査アドバイザー
- ・こどもの多様な居場所づくり 等



いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究(委託)
1,323百万円 (50百万円)

① いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究

- ・1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進(全都道府県・指定都市等) 【新規】
- ・保護者への相談支援やアウトリーチ等の地域の総合的拠点機能形成(全都道府県・指定都市) 【新規】
- ・自殺予防教育の指導モデル開発 【新規】
- ・いじめ重大事態調査の運用改善に向けた調査研究 【新規】
- ・心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの開発 【新規】
- ・経済的に困難した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援の在り方に関する調査研究

② スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常動化に向けた調査研究

- 【関連施策】
- ▶ 公立学校施設の整備、私立学校施設・設備の整備の推進
 - ▶ 不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教員の加配措置、学習指導員等の配置
 - ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置(私立)私立高等学校等経常費助成費補助金(特別補助)
 - ▶ 養護教諭等の業務支援体制の充実
 - ▶ 夜間中学の設置促進・充実
 - ▶ 高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究
 - ▶ 各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業

若年妊婦等支援強化加算（性と健康の相談センター事業の一部）

【令和2年度創設】

目的

- 予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、SNS等を活用した相談支援等を行う。
- 若年妊婦等への支援に積極的で、機動力のあるNPOに、アウトリーチや若年妊婦等支援の業務の一部又は全てを委託することなどにより、地域の実情に応じた若年妊婦等への支援を行う。

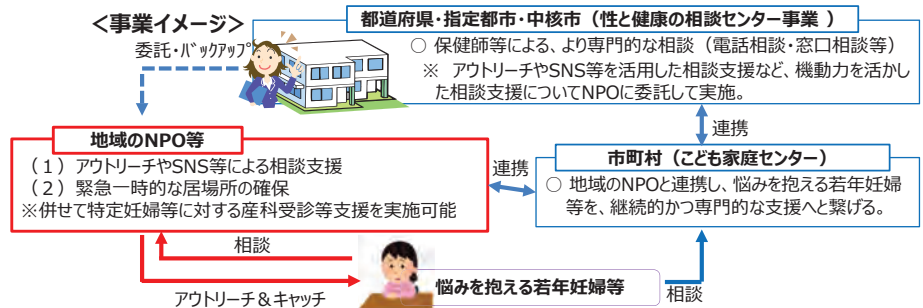
内容

◆ 対象者

10代等若年で妊娠に悩んでいる者や、若年に限らず特定妊婦と疑われる者等

◆ 内容

- (1) 相談支援等
 - ① 窓口相談
 - ② アウトリーチによる相談
 - ③ コーディネート業務
 - ④ SNS等を活用した相談
- (2) 緊急一時的な居場所確保



実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
- ◆ 実施自治体数：23自治体
 - ・ 直営5自治体（石川県、京都府、仙台市、京都市、奈良市）
 - ・ 委託18自治体（北海道、秋田県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、岐阜県、三重県、滋賀県、兵庫県、広島県、沖縄県、仙台市、京都市）
- ※ 令和4年度変更交付決定ベース

補助単価案

補助単価案	項目	月額	年額
① 直営	運営費	180,500円	
	SNS等による相談支援		10,888,000円
	一時的な居場所確保	1泊あたり 16,100円	
② 委託	基本分	387,500円	
	夜間休日対応加算	58,300円	
	SNS等による相談支援		10,888,000円
	一時的な居場所確保	1泊あたり 16,100円	

産婦健康診査事業

【平成29年度創設】

目的

- 産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することを目的とする。

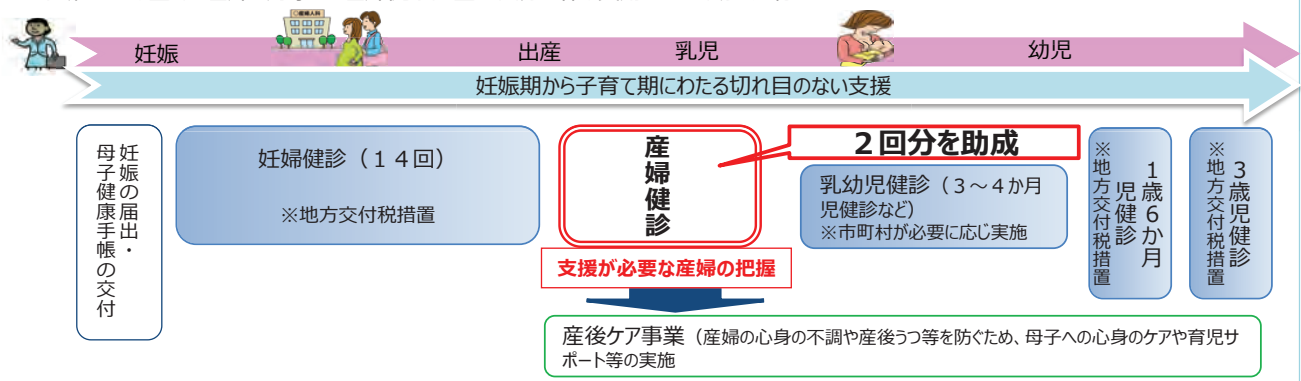
内容

◆ 対象者

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦

◆ 内容

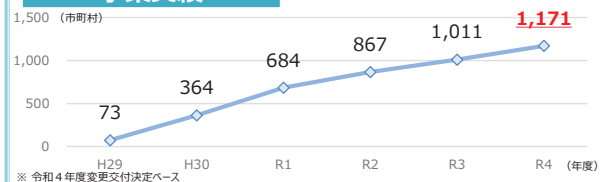
地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案：1件あたり5,000円

事業実績



産後ケア事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）

【平成26年度創設】

目的

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。子ども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用する。
- ※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）
- ※ 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、2024年度末までの全国展開を目指すとされている。

内容

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

◆ 実施方法・実施場所等

- （1）「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- （2）「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- （3）「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

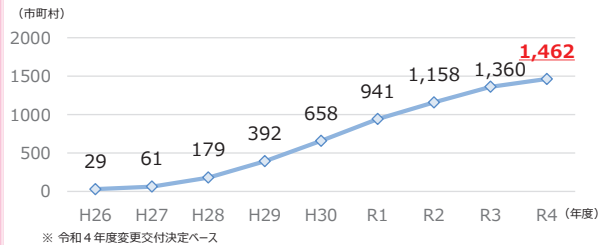
事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、2・4時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補助率 : 国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案

（1）デイサービス・アウトリーチ型	1施設あたり月額	1,727,700円
（2）宿泊型	1施設あたり月額	2,519,600円
（3）①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～）	1回あたり	5,000円
②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～）	1回あたり	2,500円
（4）24時間365日受入体制整備加算	1施設あたり年額	2,806,900円
- ※（1）及び（2）の補助単価は6カ所を上限とする。（委託先の数を制限するものではない）

実施自治体



37

産前・産後サポート事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）

【平成26年度創設】

目的

- 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

内容

◆ 対象者

身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

◆ 内容

- （1）利用者の悩み相談対応やサポート
- （2）産前・産後の心身の不調に関する相談支援
- （3）妊産婦等をサポートする者の募集
- （4）子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
- （5）母子保健関係機関、関係事業との連絡調整
- （6）多胎妊産婦への支援（多胎ピアサポート、多胎妊産婦サポーター等による支援）（R2～）
- （7）妊産婦等への育児用品等による支援（R2～）
- （8）出産や子育てに悩む父親支援（R3～）

◆ 実施方法・実施場所等

「アウトリーチ（パートナー）型」：実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応
 「デイサービス（参加）型」：公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応

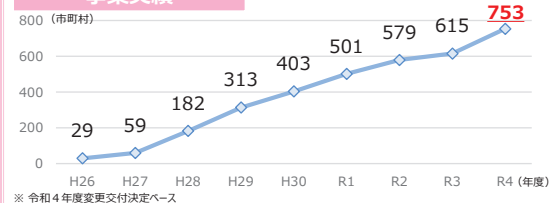
◆ 実施担当者

- ① 助産師、保健師又は看護師
 - ② 子育て経験者、シニア世代の者等
- ※ 事業内容（2）の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、①に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補助率 : 国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案 : 月額170,900円～2,758,500円（人口により異なる）
 その他、多胎妊産婦等支援など取組に応じた加算あり。

事業実績



38

不妊症・不育症等ネットワーク支援加算（性と健康の相談センター事業の一部）

【令和3年度創設】

目的

- 不妊症・不育症患者への支援としては、医学的診療体制の充実に加え、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、特別養子縁組制度の紹介等の心理社会的支援の充実が求められている。
- このため、関係機関等により構成される協議会等を開催し、地域における不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。

内容

（1）不妊症・不育症等ネットワーク支援加算

- ① 不妊症・不育症の診療を行う医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者で構成される協議会等の開催
- ② 不妊症・不育症の心理社会的支援に係るカウンセラーを配置し、相談支援を実施
- ③ 不妊症・不育症患者への里親・特別養子縁組制度の紹介の実施



（2）ピア・サポート活動等への支援加算

- 当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援の実施

※ 事業の対象として流産・死産等を経験した方への心理社会的支援やピア・サポート活動等への支援も含まれるものであり、不妊症・不育症患者への支援と区別して実施することも可能。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
- ◆ 補助単価案 : (1) 月額 688,000円
(2) 月額 201,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数 : 17自治体
※令和4年度変更交付決定ベース

39

妊娠・出産包括支援事業【拡充】

【平成26年度創設】

目的

- こども家庭センター（※）の設置及び産後ケア事業の実施の促進を図るとともに、産前・産後サポート事業等を地域の実情に応じて実施し、妊産婦等に必要となる支援体制の強化を図る。（※こども家庭センターの旧子育て世代包括支援センター機能部分に限る。）
- さらに、都道府県等が人材育成のための研修を行う等、市町村に対し、妊娠・出産包括支援事業を推進するための体制を整備することを目的とする。

内容

1. 市町村事業

- （1）産前・産後サポート事業（H26～）
妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図る。
- （2）産後ケア事業（H26～）
産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。
- （3）妊娠・出産包括支援緊急整備事業（H26～）
産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備する。
- （4）こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業（H29～）
こども家庭センターに係る開設準備のため、職員の雇い上げや協議会の開催等を行うことにより、当該センターを円滑に開設する。

2. 都道府県事業

- ・ 妊娠・出産包括支援推進事業（H27～）
連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行い、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制整備を推進する。
①連絡調整会議、②保健師等の専門職への研修、③ニーズ把握調査、④市町村共同実施の推進、⑤その他

<拡充事項>

妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県の拠点病院を中核とし、地域の精神科医療機関と、精神保健福祉センター、保健所、市町村（母子保健担当部局・こども家庭センターなど）、産婦健診・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る。

40

現 状	対 策
<p>・ 女性が夫との婚姻中や元夫との離婚後300日以内に子を出産した場合、民法第772条の規定により、夫又は元夫が子の父と推定されることになるが、他に血縁上の父が存在することなどを理由として、子を出産した女性が出生の届出をしないため、子が戸籍に記載されないことがある。</p> <p>→無戸籍者の問題は、国民としての社会的な基礎が与えられず、生活上の不利益を受けるといった人間の尊厳に関わる重大な社会問題となっている。</p> <p>・また、令和4年12月10日、民法の届出推定制度の見直し等を内容とする民法等の一部を改正する法律が成立した（令和6年4月1日施行）。</p> <p>○無戸籍者の数(令和5年8月10日現在) ⇒ 782人</p>	<p style="text-align: center;">更なる無戸籍者対策</p> <p>・子の出生前から無戸籍解消に至るまでの継続的な手続支援の推進</p> <p>市区町村・法務局が他の行政機関と連携して無戸籍解消まで一貫して支援するなど行政窓口における丁寧な対応を進めていくことが必要</p> <p>【具体的なメニュー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ライフステージに応じて、啓発・広報や情報収集の機会を設定 <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>〔出生前〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関と連携して出生前の受診時に啓発パンフレットを交付 ・ 市区町村での母子手帳交付時に啓発パンフレットを交付 </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>〔出生直後〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関からの出生証明書交付時に啓発パンフレットを交付 </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>〔0歳～1歳〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゼロ歳児も含め無戸籍となるおそれのある子について幅広く情報収集（1歳～就学年齢） ・ 児童相談所、教育委員会、学校等と連携して地域に密着した情報収集（就学年齢以降） ・ 教育委員会、学校、民生委員等と連携して地域に密着した情報収集 </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 解消に至る一連の手続に法務局等の職員が同行・支援し、当事者の負担を軽減 ○ 法務局への早期情報提供等を示した市区町村窓口用のガイドラインを作成し、市区町村職員に周知することにより行政窓口における対応の充実を図り、当事者の手続に対する抵抗感を軽減 ○ 戸籍事務について市区町村の窓口対応を指導し、市区町村と協同して、無戸籍者への手厚い手続支援を実施する法務局の体制強化 ○ 改正民法の経過措置規定の効力期間が期限直前である点について周知広報を実施 <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・ 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定） 「共生社会づくりを推進する。このため、...無戸籍者の解消...を図る」、「「孤独・孤立対策の重点計画」の施策を着実に推進する」</p> <p>・ 孤独・孤立対策の重点計画（令和4年12月26日孤独・孤立対策推進会議決定） 「妊婦を対象としたリーフレットを配布するなどして啓発や相談窓口の案内をし、無戸籍者問題に悩む妊婦や無戸籍者の母に伴走型の支援等を行う。また、無戸籍者解消の流れに関する動画を制作し、ホームページに掲載するなどして、ウェブコンテンツの充実を図る。」</p> </div>
<p style="text-align: center;">課 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3組に1組の夫婦が離婚（平成29年人口動態統計（厚生労働省）） ・ 夫婦が同居をやめた時から離婚届の提出までの期間は17.5%の夫婦が1年以上であり（平成21年離婚に関する統計（厚生労働省））、別居期間中に夫以外の男性との間に子どもをもうけることもあり得る。 ・ 無戸籍者の母親の中には夫からのDVを恐れるなど行政に対して自ら申出をすることをためらう者も多い。 ・ 無戸籍者が子を出産した場合、子について出生届を提出することをためらうこともあり得、無戸籍の連鎖となっており、問題が更に拡大する。 ・ 改正民法施行前に出生した子について、経過措置規定によって施行後1年間に限り子及び母にも届出否認が認められる。 	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">啓発・広報</p> <p>医療機関、市区町村等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 手引・リーフレットを窓口へ備付け ○ ポスターを関係機関に掲示 ○ 妊婦用の啓発リーフレットを交付 ○ インターネットを利用した情報発信（動画作成、インターネット広告等） </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">情報収集・支援</p> <p>法務局 地方協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 無戸籍者の支援に係る打合せ等を実施（弁護士等へ謝金） ○ 付随業務処理のための非常勤職員を雇用し、体制を整備 </div>

学生のメンタルヘルスケア支援等

大学等への要請、関係省庁等との連携

○ **大学等への通知や大学等の教職員が出席する会議等での累次にわたる要請**

- ・ **学内の組織体制の整備**（相談窓口の設置、学生から相談しやすい体制の構築）、**カウンセラーや医師等の専門家や関係機関との連携等**による学生の悩みや不安に寄り添ったきめ細かな対応、相談窓口の情報等が学生一人一人に行き渡る手段の確保等、**効果的な情報発信**などを依頼
- ・ **厚生労働省と連携し、自治体で設置する相談窓口やメンタルヘルスケアのサポートに役立つ情報等について、大学等を通じて学生に周知**
- ・ **「学生の自殺防止のためのガイドライン」（日本学生相談学会）**について、各大学等に周知

大学等の取組状況及び学生の悩み等の把握、好事例の展開

○ **学生の修学状況（中退・休学）等に関する調査（令和5年6月23日公表）**

- ・ 中途退学者・休学者の状況等について調査
- ・ 令和4年度では、学生全体に占める中退者及び休学者の割合が令和3年度と比べて全体では増加傾向
- ・ 令和4年度では、中退理由として「学生生活不適応・修学意欲低下」が前年度より微増、休学理由として「心身消耗・疾患」が前年度より増加

○ **令和3年度大学における死亡学生実態調査（令和4年12月23日公表）**

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大による学生のメンタルヘルスの悪化が懸念される中、令和3年度の大学生の死亡の実態について調査するもの
- ・ 推定される自殺の背景として、最も多い「不明」を除くと、「学業不振」及び「進路に関する悩み」が多い

○ **（独）日本学生支援機構「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」（令和4年12月22日公表・隔年実施）**

- ・ 学生のメンタルヘルスの支援を含む各大学等の学生支援の取組状況を調査
- ・ ほぼ全ての大学等が学生に対する相談窓口を設置
- ・ 約9割の大学等がカウンセラーや医師等の専門家との連携を実施
- ・ また、調査回答を活用し、「コロナ禍における学生同士の交流に関する取組事例集」をとりまとめ

○ **（独）日本学生支援機構「学生生活調査」（令和4年3月・隔年実施）**

- ・ 学生の不安や悩みを含めた学生生活状況を調査
- ・ 不安や悩みについて「大いにある」「少しある」と回答した者の割合は、全ての学校区分において「希望の就職先や進学先へ行けるか不安だ」が最も高い割合

学生相談を担当する教職員への研修・普及啓発

○ **大学等の教職員が出席する会議やセミナー等での研修・普及啓発**

- ・ （独）日本学生支援機構において、「心の問題と成長支援ワークショップ」や「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」を毎年度開催



フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業

令和6年度概算要求額 78百万円 (78百万円) ※ ()内は前年度当初予算額 ※ 中小企業庁・公正取引委員会においても別途予算措置

1 事業の目的

- フリーランスとして働く方が安心して働ける環境を整備するため、厚生労働省では、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、関係省庁と連携し、フリーランスと発注者等とのトラブルについて、弁護士にワンストップで相談できる窓口「フリーランス・トラブル110番」を令和2年11月に設置し、丁寧な相談対応に取り組んできた。
- フリーランス・事業者間取引適正化等法の成立により、今後も相談窓口におけるフリーランスからの相談が増加することが見込まれることから、相談窓口の体制拡充やトラブル解決機能を向上させることで、引き続き迅速かつ丁寧な相談対応や紛争解決の援助を行い、フリーランスとして働く方が安心して働ける環境整備を図る。

2 事業の概要・スキーム等

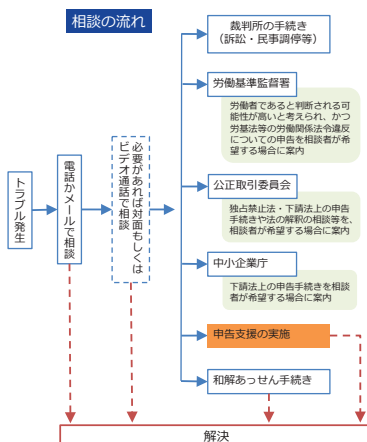
【事業の概要】

フリーランスと発注者等との契約等のトラブルについてフリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口（フリーランス・トラブル110番）の設置、運営

- ・ 弁護士による電話・メール相談の対応及び一般的な法律の説明だけでは解決できない場合の個別相談対応
- ・ 和解あっせん人が相談者と相手方の話を聞いて、利害関係を調整したり、解決案を提示することで和解を目指す手続きである和解あっせんの実施
- ・ フリーランス・事業者間取引適正化等法における申告支援の実施

【事業の拡充点】

- ・ 相談及び和解あっせんに対応する弁護士、事務補助員増員
- ・ 申告支援の実施【新規】



3 実施主体

民間事業者等（委託事業）

4 事業実績

- ・ 令和4年度相談件数：6,884件
- ・ 和解あっせん受付件数：182件

非正規雇用労働者等に対する就職支援プログラムによる早期再就職の支援

職業安定局総務課首席職業指導官室（内線5690）

令和6年度概算要求額 28億円 (31億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- 早期再就職の緊要度が高い雇用保険受給者等に対し、就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を実施。
- コロナ後の労働市場環境を見据え、非正規雇用労働者等の方々に対する早期再就職を支援するため、担当者制による求職者の個々の状況に応じた就職支援を図る。

2 事業の概要・スキーム等

全国の主要なハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、求職者の置かれた状況に応じた担当者制による就職支援を実施することにより、早期の再就職を図る。

【実施体制】

- ・ 就職支援ナビゲーター（早期再就職支援分） 419人
- ・ 就職支援ナビゲーター（業職種間移動支援分） 60人

就職支援ナビゲーターによる再就職支援プログラム開始者数 約10万人
再就職支援プログラム利用者の就職者数 約8.4万人
再就職支援プログラム利用者の就職率 84.3%

【主な支援内容】

- ✓ 就職活動に当たっての不安の解消や、就職に係る希望、ニーズの詳細な把握
- ✓ 求職者のニーズに合ったセミナーや応募先企業の選定、個別求人開拓
- ✓ 特定の求人に応募するための履歴書・職務経歴書の個別添削、模擬面接
- ✓ 日本版O-NETを活用したキャリアコンサルティング 等
- ※ その他、来所困難な求職者へのオンラインによる支援を全国のハローワーク及びマザーズハローワークで実施



令和6年度概算要求額 43億円（40億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

子育て中の女性等に対する就職支援を強化するため、専門支援窓口「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」を設置。子ども連れで来所しやすい環境を整備し、求職者の状況に応じた担当者制の個別支援を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」における就職支援の拡充

設置箇所	マザーズハローワーク	21か所→	23か所	支援内容
	マザーズコーナー	185か所→	183か所	
実施体制	職業相談員	239人	→ 241人	
	就職支援ナビゲーター	321人	→ 329人	
	求人者支援員	31人	→ 33人	

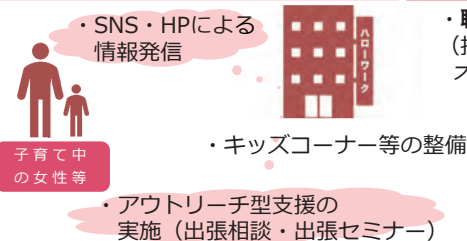
事業実績

令和4年度重点支援対象者 就職件数 61,381件

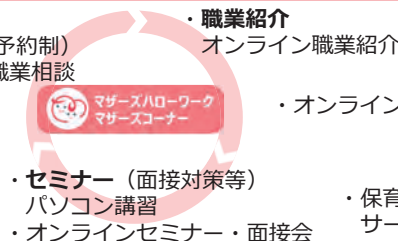


- 一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就職支援
担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。地域の子育て支援拠点や子育て中の女性等の支援に取り組むNPOへのアウトリーチ型支援（出張相談、就職支援セミナー）のための就職支援ナビゲーターをに配置（21か所→25か所）。
- 求職者の希望やニーズに適合する求人開拓のほか、仕事と子育てが両立しやすい求人情報を収集・提供
- 就職活動に向けた心構え、面接対策、パソコン講習など、再就職に資する各種セミナーの実施
- 各種就職支援サービスのオンライン化の推進
子育て中の女性等が自宅でも求職活動ができるよう、全国のマザーズハローワーク及び主要なマザーズコーナー（21か所→53か所）において、各種就職支援サービスをオンラインで利用できる「オンラインマザーズハローワーク」を実施。SNS、HPを活用したイベント情報発信によりマザーズハローワークの利用を促進。

マザーズハローワークへの誘導



就職支援メニューの提供



就職



求職者のストレスチェック及びメール相談事業

令和6年度概算要求額 4.9百万円（5百万円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

ハローワークを訪れる求職者の中には、失業していることにより高いストレス状態に置かれている者がみられる。高いストレス状態が長く続くことは、就職活動を進める上で好ましいことではなく、支障を来すことも多いことから、ストレスによって引き起こされる心の焦りや不安などの軽減を図ることで、早期再就職支援を促進することが必要。

このため、以下の取組を民間事業者に委託して実施

- ①求職者自らが現在のストレス状態を把握するための「ストレスチェックシート」を記載したリーフレットを作成・配布
- ②特にストレス状態が高い求職者に対しては、専門家による「メール相談」を受けられる体制を整備

2 事業の概要等

支援サービスの内容

1 「ストレスによって生じる心配や不安な気持ち（例）」、「ストレスチェックシート」等を記載したリーフレットの作成・配布

※求職者自らがチェックシートの設問に答えることで、現在のストレス状態が把握できる。

次のような心配や不安な気持ちで困っていませんか？

- ◆就職活動をしているが自信が全然持てない…
- ◆ちゃんと働いていけるか非常に心配である…
- ◆今の仕事をしたいのかまったくわからない…
- ◆家族や周囲になかなか理解してもらえない…
- ◆就職したものの職場でうまくいかずつらい…

ストレスチェックシート（裏面）を活用し
あなたのストレス状態をチェックしてみよう

かんたんな11の設問に答えることで、あなたが現在抱えているストレスの種類について知ることができます。

ストレス状態をチェックしてみましょう

※11項目のうち、1～10項目は「0」を選択し、11項目は「0」を選択してください。

項目	0	1	2	3	4
Q1. ひどく疲れた		1	2	3	4
Q2. へたへただ		1	2	3	4
Q3. 足る		1	2	3	4
Q4. 寝不足が続いている		1	2	3	4
Q5. 不安だ		1	2	3	4
Q6. 集中できない		1	2	3	4
Q7. 集中できない		1	2	3	4
Q8. 何もやる気がない		1	2	3	4
Q9. 気分が落ち込む		1	2	3	4
Q10. 食欲がない		1	2	3	4
Q11. よく寝れない		1	2	3	4

合計 〇

2 「求職活動」をはじめ、「職場」、「仕事」、「自分の性格」等に関する悩みについて、一人ひとりの相談内容に応じて、専門家による助言・アドバイスのサポートをメールを通じて実施

メール相談及び専門家によるサポート

メール相談を開始するためには、下記URLへアクセスし、あなたの相談内容をメールで送付してください。携帯電話をご利用の方は、二次元コードからもアクセス可能です。

- ☐ 平日は原則として2日以内に回答いたします。土日・祝日、お盆前後、年末・年始は回答が遅くなりますので、あらかじめご了承ください。
- ☐ 3日以上経っても回答がない場合は、「ご入力いただいたあなたのメールアドレスが間違っていること」などが考えられますので、お手数ですが、メールアドレスをご確認・ご入力の上、再度送付してください。
- ☐ 相談内容が外部に漏れることは絶対にありません。

専門スタッフが、あなたの悩みを真摯に受けとめ、ストレス軽減に向けて助言・アドバイスをメールでサポートいたします。あなたの心身の状態や相談内容によって引き寄せフォローアップいたします。

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

職業安定局雇用開発企画課
(内線5785)

令和6年度概算要求額 **3.6** 億円 (4.5 億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般
労災	雇用	徴収
	○	

1 事業の目的

職業経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者について、常用雇用への移行を目的に一定期間（原則3か月）試用雇用する事業主に対して助成する制度。

2 事業の概要・スキーム

【対象労働者】

- 2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者
- 離職している期間が1年超の者
- 育児等で離職し、安定した職業に就いていない期間が1年超の者
- フリーターやニート等で生年月日が1968年4月2日以降の者
- 特別の配慮を要する者（生活保護受給者、ウクライナ避難民等）

【支給額】

月額4万円（最大3か月）

- ※ 対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合は月額5万円となる。
- ※ ハローワーク、職業紹介事業者等（助成金の取扱いに係る同意書の提出が必要）の紹介が必要。
- ※ 母子家庭の母等の場合、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の第2期から受給が可能。
- ※ 令和4年5月30日から、ウクライナ避難民も助成対象に加えている。

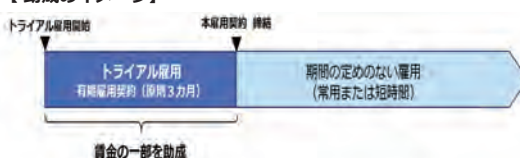
3 実施主体等

実施主体：国

事業実績：支給決定件数（令和4年度）

- ・ 支給人数：2,544人
- ・ 支給決定額：2.8億円
- ・ トライアル雇用開始者数：2,950人
- ・ 常用雇用移行率：70.9%

【助成のイメージ】



令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

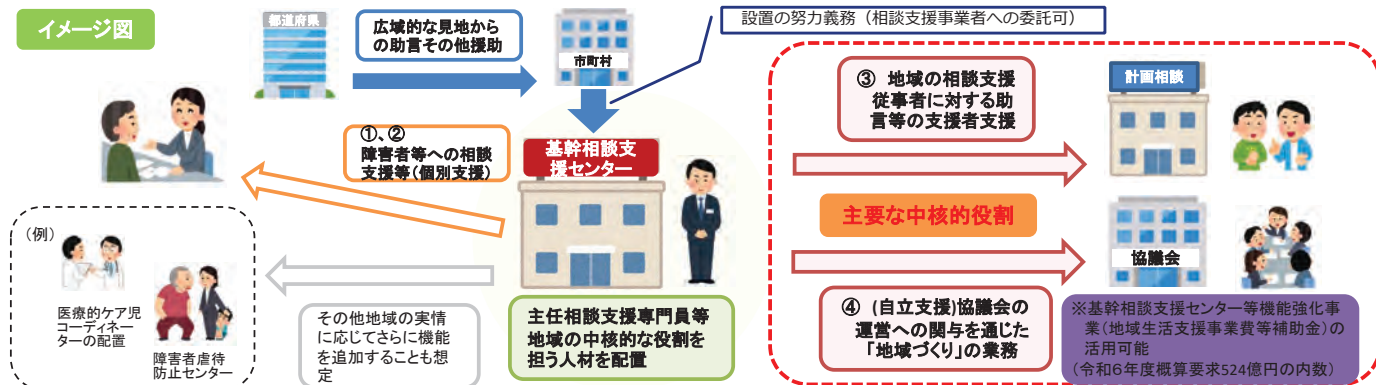
基幹相談支援センターの事業・業務等（障害者総合支援法第77条の2）

※ 令和6年4月1日施行

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努めるもの**とする。（法第77条の2第2項）**新**
（一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる（同条第3項））
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする施設。（法第77条の2第1項）※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
 - 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務)
- ※ **都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるもの**とされている。**新** (法第77条の2第7項)

③④が主要な「中核的な役割」

イメージ図

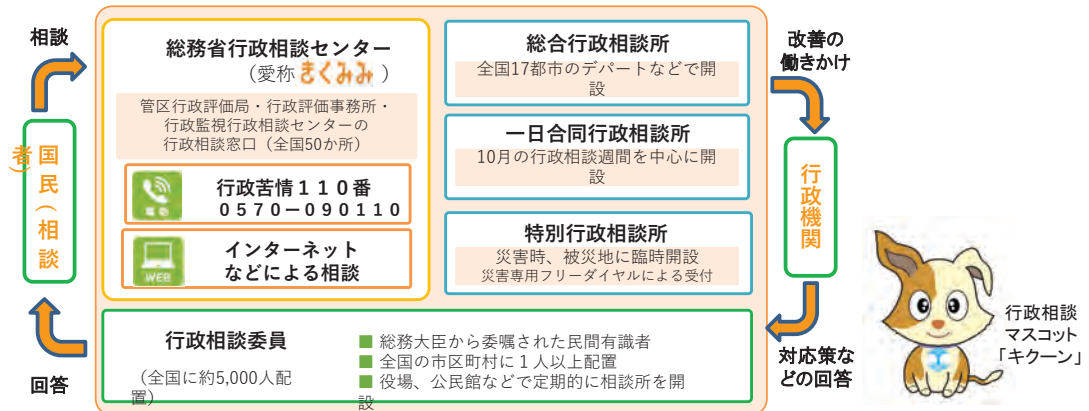


行政相談

令和6年度概算要求額： 8.2億円

【概要】

- 国の行政に関する照会、苦情、意見・要望など、どこに相談したらよいか分からないものを含め、幅広い分野の相談を様々な窓口で受け付け、相談内容の解決、行政の制度・運営の改善を図る。
- 相談は無料で、秘密は厳守。
- 令和4年度は、約13万件の相談を受付。



関連施策との連携等

行政相談は、困っている方々の相談に寄り添い、社会のセーフティネットとしての機能を有している。

近年は、孤独・孤立対策、外国人対応、ギャンブル等依存症対策、自殺対策等の政策においても、関係機関との連携を図りつつ、個々の相談に対応する役割を担っている。

孤独・孤立対策については、「孤独・孤立対策の重点計画」などを踏まえ、孤独・孤立問題を抱えた方に対してSNSを活用した広報を実施する。

国家公務員の心の健康づくり（内閣官房内閣人事局）

6年度概算要求額 0.12億円
（5年度予算額 0.05億円）

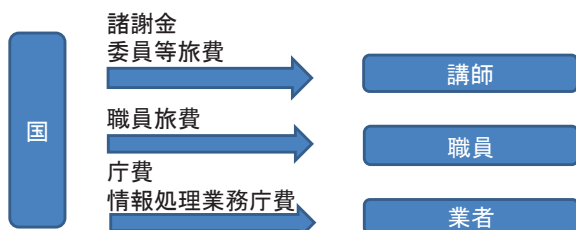
事業概要・目的

- 職場環境の変化、職務内容の多様化・複雑化、テレワーク等新たな働き方の進展の中での心の健康への影響に伴う職員のストレス要因の増加に鑑み、職員一人一人の心の健康の保持増進、心が不健康な状態への早期対応及び円滑な職場復帰の支援と再発防止を目的として、以下のセミナー等を実施しています。
- ①管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー
対象：国の機関の管理監督者
- ②カウンセラー・相談員のための講習会
対象：国の機関のカウンセラー・相談員
- ③メンタルヘルス対策のための「e-ラーニング」
対象：新任幹部級・新任課長級職員・新任管理者等

事業イメージ・具体例

- ① 管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー
管理監督者としての、心が不健康な職員への対応方法等を学びます。
- ② カウンセラー・相談員のための講習会
カウンセラーの役割、カウンセリングに関する基礎的知識を学び、実践的演習を通じて相談者への対応方法を習得します。
- ③ メンタルヘルス対策のための「e-ラーニング」
メンタルヘルスケアに関する基礎的な知識・理解を深めます。

資金の流れ



期待される効果

- メンタルヘルスに関する知識・理解が深まることで、心が不健康な状態となることの未然防止や早期対応が可能となるほか、長期病休となった職員の円滑な復帰支援が期待されます。
- 上記①、②においては、参加者による意見交換、発表が行われるため、各府省の問題意識、好事例が共有されることで、自府省の取組改善につながります。

孤独・孤立対策に関する防衛省・自衛隊における取組

1 カウンセリング・相談体制の充実（令和6年度概算要求額：約2億円）

(1) 現状

- 防衛省・自衛隊で発生した自殺事故の原因や傾向を分析したところ、不幸にして自殺により亡くなった職員は、臨床心理士などの専門家によるカウンセリングを利用した者があまりいないことが確認されている。

(2) 具体的取組

- 上記の現状を踏まえ、臨床心理士などの専門家の助けを得ることが重要であるという認識の下、カウンセリング・相談体制の強化を図るため、防衛省・自衛隊では次の取組を実施している。
 - 職員の悩みの深刻化を未然に防止するため、各駐屯地等に部内相談員、部内カウンセラー及び臨床心理士を配置するとともに、部外から民間のカウンセラーを招へい。
 - 職員の複雑な悩みに対応するため、部内相談員・部内カウンセラーに対して、カウンセリング能力の向上を目的とした教育を実施
 - カウンセリング等の利用啓発のため、健康状態に問題がない職員も含め、多くの職員にカウンセリング体験を積極的に実施するよう推進
 - 職員を円滑に相談させられるよう、上司とカウンセラー等の連携を促進
 - 若年層を主な対象として、悩みの早期解消を図るため、SNSの中でも利用率が高いLINEを活用した相談窓口を設置



令和4年度自殺事故防止ポスター



LINEを活用した相談窓口

孤独・孤立対策に関する防衛省・自衛隊における取組

2 メンタルヘルス教育の実施（令和6年度概算要求額：約0.1億円）

(1) 現状

防衛省・自衛隊ではメンタルヘルス施策を推進する中で定期的に有識者の意見を伺っているところ、有識者からは「自衛隊には、任務の特性上、精強でなくてはならない、タフでなくてはならないという考え方が根底にあり、自衛官は、一般の方と比較し、困ったときに助けを求める態度に出られない」との指摘を受けている。

(2) 具体的取組

メンタルヘルス教育を通し、「苦しい時に援助を求めることは能力であり、自ら助けを求めることができる人ほど自己管理能力が高い」という認識を防衛省・自衛隊内で広めるため、各種研修・講演会の実施及び教材の配布等により、全隊員に継続・反復してメンタルヘルス教育を実施している。



隊員に対するメンタルヘルス教育の様子



防衛省・自衛隊独自の教材の一例

「こころの健康相談室の運営」

令和6年度予算概算要求額 4,085千円

事業概要・目的

「こころの健康相談室」は、一般職国家公務員やその家族、職場の上司等を対象として、職員自身、家庭、職場における部下等に関する悩みの相談に専門医等が応じることにより、職員の心の問題の解決を図り、公務能率の増進及び各府省における心の健康づくり対策の推進等に寄与するため、開設している。

近年、職務の複雑化・高度化、テレワークをはじめとする働き方の変化、職場における世代間の格差や人間関係の変化、価値観の多様化等により、ストレス因子が増大しており、心の健康の問題によって1箇月以上の期間勤務しなかった長期病休者数は高い状況にある。

令和3年度において、心の健康の問題による長期病休者数は4,760人であり、長期病休者全体の**73.2%**を占める。

また、若年層の長期病休者率は、平成27年度以降上昇傾向が続いており、職員の心の不調を早期に発見して対応する「こころの健康相談室」はますます重要となっている。

事業イメージ・具体例

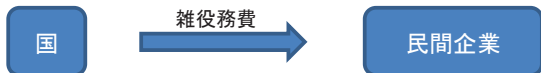
相談のため本院及び地方事務局（所）を訪れることが時間的・地理的・心理的に困難な職員がいることや、若年層は対面よりもオンラインによる相談の方が相談しやすいことなどから、令和4年度より一部の窓口でオンライン相談を導入した。令和5年7月には、全ての窓口でオンライン相談を拡充した。

令和4年度の相談件数は、オンライン相談導入前の令和3年度と比べて約1.2倍に増加し、相談件数のうち約2割をオンライン相談が占める結果となった。



(参考)周知用ポスター

資金の流れ



期待される効果

相談を希望する職員が相談しやすい環境を整えることにより、「こころの健康相談室」への相談が増えることで、職員の心の不調を早期に発見して適切に対応することができる。また、これにより、長期病休者の増加に歯止めがかかることが期待される。

メンタルヘルス対策サポート推進事業

事業概要

職場のメンタルヘルス対策を担当する地方公共団体等の職員向けに、メンタルヘルス対策のための体制づくりや計画の策定方法をはじめ、ストレスチェックの実施方法も含めたメンタルヘルス対策全般にかかる相談窓口を設置し、専門の相談員（臨床心理士等）がアドバイスを行う。

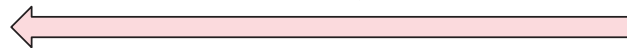
また、相談内容等を踏まえ、必要な場合には相談員を現地に派遣し、アドバイスを行う。

対象者

地方公共団体等の管理職員、人事・職員厚生担当者、衛生管理者等のメンタルヘルス対策担当職員

サポート

(メンタルヘルス対策の実施、契約などに関すること)

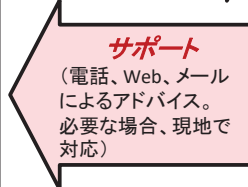


地方公務員災害補償基金
メンタルヘルス対策サポート推進室

地方公共団体等

【相談事例】

- ・メンタルヘルス不調者等に対する個別具体的な対応策
- ・ストレスチェックの実施方法
- ・職場のメンタルヘルス全般に関すること等



※相談事例をとりまとめ、ホームページ等で情報発信

地方公務員安全衛生推進協会 (メンタルヘルス対策サポート窓口)

- ・電話、Web相談受付:原則週2日【月・木】
10:00～16:00(12:00～13:00を除く)
電話番号:03-5213-4310(専用ダイヤル)
※相談受付日は、協会ホームページに掲載
- ※Web相談は、Microsoft Teams又はZoomを使用
- ・Eメール相談受付:全日24時間
アドレス:menherusodan@jalsha.or.jp(専用アドレス)
- ・必要な場合、相談員を派遣

<窓口担当者>

・メンタルヘルス相談員



連携



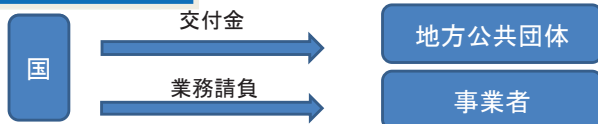
DV被害者等セーフティネット強化支援事業（内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課）

6年度概算要求額 5.3億円【うち重要政策推進枠2.0億円】（うち孤独・孤立対策関係5.2億円）
（5年度予算額 3.3億円）

事業概要・目的

- 配偶者からの暴力（DV）被害者への支援については、
 - ・配偶者暴力支援センターへの相談件数が令和2年度に過去最高となって以降、高水準で推移（年間約12万件）。
 - ・令和6年4月に、保護命令の拡充や協議会の設置等を定めた改正法の施行を予定。
 など、継続的にDV相談の件数増加や多様化が懸念される状況にあり、財政面、人的基盤等が厳しい状況にある民間シェルター等の官民連携による活動の促進や、相談体制の充実などが更に重要になっています。
- 「第5次男女共同参画基本計画」及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」においても、官民連携の下で民間シェルター等が行う先進的な取組を支援すること、改正法に係る周知広報や研修を実施すること、地域における相談対応を支援すること等としています。
- このため、官民連携の下で民間シェルター等が行うDV被害者支援の先進的な取組について、地方公共団体への交付金により支援するとともに、相談員等に対する研修教材の提供や、24時間365日の電話相談やメール・SNS相談が可能な「DV相談プラス」を継続すること等により、DV被害者の相談体制・支援体制の更なる充実等を図ります。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）
 - 交付先：都道府県・政令指定都市、市町村（特別区含む）
 - 対象経費：都道府県等が負担した、民間シェルター等の取組を促進するための経費
 - ①受け入れ体制整備 ②専門的・個別支援
 - ③切れ目ない総合的支援 ④加害者プログラムの実施 等
 - 交付率：国3/4
- 民間シェルター等の取組状況等に関する調査
- 女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業
 - DV被害者の相談対応を行う相談員、コーディネーター等に対する研修等
- DV相談プラス
 - ①24時間対応の電話相談 ②SNS・メール相談
 - ③相談員の研修 ④相談の改善のための評価・分析 等
- 配偶者暴力相談全国共通番号（#8008）の運用

期待される効果

- 民間シェルター等の対応力の向上、関係機関の連携強化及び相談員の相談能力の向上、適時適切な支援につながりやすくなること等により、DV被害者等への支援の充実・セーフティネット機能の強化につながります。

55

性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金（内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課）

6年度概算要求額 5.4億円【うち重要政策推進枠0.5億円】
（5年度予算額 4.8億円）

事業概要・目的

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、被害直後からの医療的支援、法的支援、相談を通じた心理的支援などを総合的に行うために全ての都道府県に設置された組織です。
- 「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、ワンストップ支援センターについて、24時間365日対応化や拠点となる病院における環境整備、コーディネーターの配置・常勤化などの地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇など運営の安定化及び質の向上を図ることとされています。
- 「子ども・若者の性被害防止のための緊急パッケージ」において、子ども・若者や男児・男性の被害者被害者への支援について、専門性を持った相談員等の確保・養成等、相談しやすい環境の整備等の取組を推進することとされています。
- また、AV出演被害防止・救済法による被害者の相談先として、ワンストップ支援センターを位置付けており、必要な体制整備を行う必要があります。
- そのため、本交付金により、地方公共団体の取組を支援することで、ワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化を図ります。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（性犯罪・性暴力被害者支援事業）
 - 【交付対象】
 - ワンストップ支援センターの運営に関する経費
 - 支援員の人件費、支援員及び医療関係者を対象とする研修、支援員及び医療関係者を対象とする研修、関係機関等との連携会議、広報啓発、24時間対応に要する経費、拠点となる病院における環境整備に要する経費、先進的な取組に要する経費、こども・若者・男性被害者への取組支援に要する経費 等
 - AV出演被害防止・救済に関する法的支援に要する経費
 - 医療費等の公費負担に要する経費
 - やむを得ない事情により警察に相談できない者に係る医療費、カウンセリング費用、証拠採取費用 等
 - 【交付率】
 - 地方公共団体が要した対象経費のうちAV出演被害に係る法的支援に要する経費は全額、運営費は2分の1、医療費は3分の1

期待される効果

- 性犯罪・性暴力被害者支援の取組を強化し、地方公共団体におけるワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化を図ることにより、被害者が安心して相談や支援を受けられる体制が整備されます。

56

性暴力被害者等相談体制整備事業（内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課）

6年度概算要求額 2.3億円【うち重要政策推進枠2.3億円】（うち孤独・孤立対策関係2.1億円）
（5年度予算額 0.03億円）

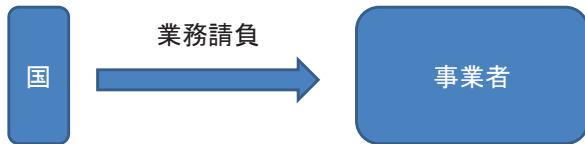
事業概要・目的

- 「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）、において、最寄りの性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながる全国共通の短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」の周知を図ることとされています。
- また、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数は、年々増加傾向であり、多くの相談が寄せられているところです。
- 性犯罪・性暴力被害者等が速やかに相談し、適切な支援を受けることができるよう、SNS相談事業の体制強化及び継続的な提供、コールセンターの運営、また、全国共通短縮番号（#8891）の通話料無料化の運用を図り、相談者の利便性の向上を図ります。
- さらに、性的な被害の実態を把握し、施策に反映させていくため、調査分析を実施します。

事業イメージ・具体例

- 全国共通の短縮番号（#8891）の無料化の運営により、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの電話につながります。
- また、同番号の周知を図るため、広報用携帯カード等を作成し、地方公共団体等に配布します。
- 多様な相談体制の提供として、引き続き、SNS等を活用した相談事業を実施します。
- 最寄りのワンストップ支援センターの運営時間外に対応するコールセンターについて、引き続き運営を行い、夜間休日の相談に対応します。
- 性的な被害の実態に関する調査を実施します。

資金の流れ



期待される効果

- 性犯罪・性暴力の被害に悩んでいる方が相談しやすい環境の整備を進めることにより、速やかな支援につながり、性暴力被害の顕在化を進めます。

57

都道府県警察の性犯罪被害相談窓口につながる 全国共通番号「#8103（ハートさん）」

令和6年度概算要求額
12,047千円

被害が潜在化しやすい犯罪被害者への支援の必要性

従来、各都道府県警察が設置している性犯罪被害相談電話では、都道府県警察ごとに個別の電話番号が設けられていたところ、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等を図る必要。

性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の適切な運用

- 性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、
- 各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」の運用
 - 「#8103（ハートさん）」の広報推進による国民への更なる周知を実施している。



予算措置状況

性犯罪被害相談電話の運用・広報推進を図る費用として約1,200万円の予算措置を求める予定である。

カウンセリング体制の整備

犯罪により精神的被害を受け、心理学的立場からの専門的なカウンセリングを必要としている犯罪被害者等に対し、その精神的被害を軽減するため、次のとおり、カウンセリング体制を整備している。



カウンセリングに関する専門的技術を有する
職員の配置

警察庁において、公認心理師等の資格を有する部内カウンセラーの確実かつ十分な配置に努めるよう都道府県警察を指導している。

令和5年4月現在、全都道府県警察で計182人（うち公認心理師等145人）の部内カウンセラーを配置している。

カウンセリング費用の公費負担制度

平成30年度までに、全都道府県警察で犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、公認心理師等を受診した際の診療料及びカウンセリング料の公費負担制度を整備している。

部外カウンセラーとの連携

その他、民間の精神科医やカウンセラーとも連携を図っている。



予算措置状況

カウンセリング費用の公費負担制度に要する経費や部内カウンセラーの研修に要する費用等として、約1億870万円の予算措置を求める予定である。

民間被害者支援団体と連携した犯罪被害者支援

非予算事業

民間被害者支援団体は、警察や関係機関と連携を図りながら、

- 犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動
- 電話相談、面接相談
- 病院や裁判所等への付添い
- 被害者・遺族の自助グループ支援
- ボランティア相談員の養成・研修

等の活動を行い、被害者の精神的被害の回復等被害の早期軽減に大きな役割を果たしている。

インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負

6年度要求額:399百万円の内数
(5年度予算額:440百万円の内数)

○ インターネット上に流通した情報による被害に関係する一般利用者などからの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についての確なアドバイス等を行う「違法・有害情報相談センター」を平成21年度より総務省事業として設置・運営。



(参考) インターネット上の違法・有害情報の分類

1. 権利侵害情報

- ・〇〇はセクハラをしている(名誉毀損)
- ・音楽ファイル(著作権侵害)

3. 公序良俗に反する情報

- ・人の尊厳を害する情報(殺害画像、死体画像等)
- ・自殺を誘引する書き込み

2. その他の違法情報

- ・児童ポルノ・わいせつ物
- ・麻薬売買の広告

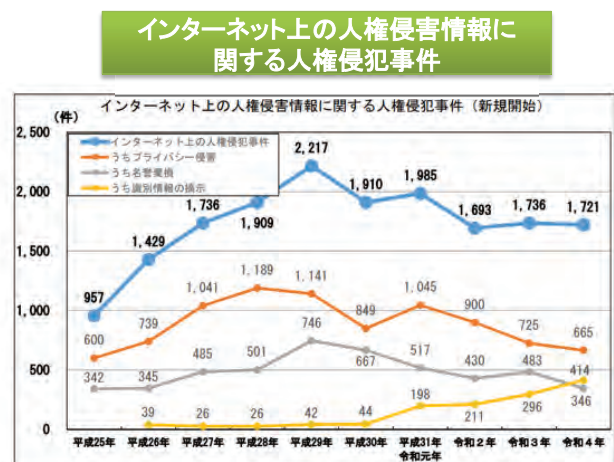
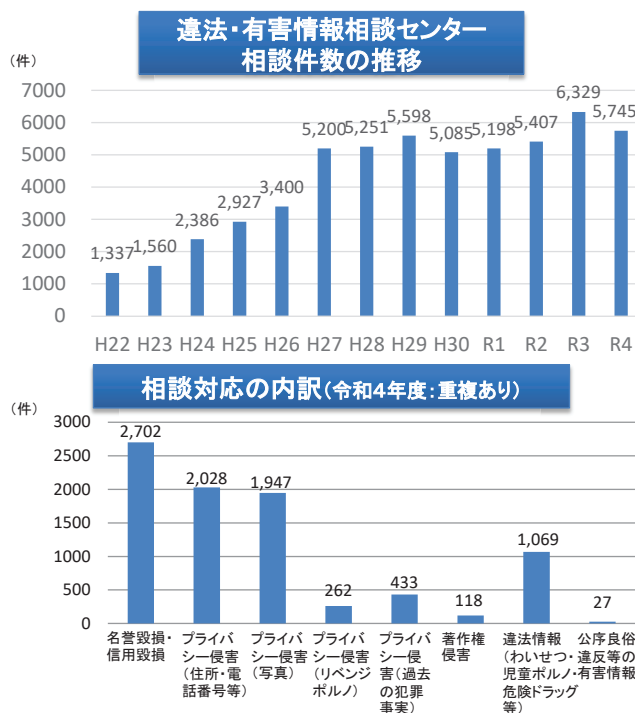
4. 青少年に有害な情報

- ・アダルト、出会い系サイト
- ・暴力的表現

61

(参考) インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負

- 総務省の運営する違法・有害情報相談センターで受け付けている令和4年度の相談件数は、令和3年度の件数よりも減少したものの、依然として高止まりしている
- インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、平成29年に過去最高(平成13年の現行統計開始以降)の件数を更新し、令和4年についても、引き続き高水準で推移している。



出典:「令和4年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)～法務省の人権擁護機関の取組～」
(<https://www.moj.go.jp/content/001393246.pdf>)より抜粋

(参考) 青少年のスマートフォン所有状況(令和4年度)

- ・13～19歳のスマートフォン・携帯電話所有率:88.6%
- うち、スマートフォン86.6%、携帯電話11.5%

(出典)総務省「通信利用動向調査」(令和5年5月公表)

外国人受入環境整備交付金の拡充に必要な経費

令和6年度概算要求額 1,100,000千円

外国人受入環境整備交付金による事業実施の現状

■外国人受入環境整備交付金の役割

在留外国人が、生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な相談窓口の設置・運営の取組を「外国人受入環境整備交付金」（以下「交付金」という。）により財政的に支援している。



■交付金の現状

- ①事業の周知・必要性の認識が進んだことにより、毎年交付対象が増加し予算の不足が生じている。
- ②公開プロセス等における交付金の見直しへの要請に対応する必要がある。
- ③コロナ禍やウクライナ情勢の中で、非常時に多くの困難を抱える外国人への対応のため交付金の特例措置をもうける状況が継続している。

外国人受入環境整備交付金による事業実施の課題

周知・活用の促進による申請額の増加

受入環境整備交付金の活用を希望する地方公共団体が増加する中、現在の予算規模では、令和6年度には、一元的相談窓口の運営に支援を必要とする地方公共団体における取組に影響を及ぼすこととなる。



交付金のあり方の見直しが必要

必要性があるにもかかわらず一元的相談窓口を設置できない地方公共団体や、性能が向上した機器等の追加整備ができないことにより相談機能が低下する地方公共団体などを生じさせないための見直しが必要となっている。



ウクライナ情勢の継続など非常時における対応の必要性

令和5年度以降においても、ウクライナ情勢の継続など、非常時ともいえる状況においては、外国人が置かれる言葉の壁等の困難な状況を解決するための役割が一元的相談窓口に求められることとなる。



一元的相談窓口の設置促進と安定的な運用の両立

1 要綱等の見直しの実施

地方公共団体のニーズを踏まえた交付要件及び交付対象の見直しや対象経費の明確化などを実施。

一元的相談窓口の設置促進

財政規模の問題や地理的な問題などから一元的相談窓口の設置を行っていなかった地方公共団体においても一元的相談窓口を設置

2 受入環境整備交付金の措置

令和6年度から新たに申請を行う地方公共団体も含め交付金による継続的な財政的支援を実施。
また、ウクライナ情勢の影響など非常時への対応も必要。

中長期的な一元的相談窓口の活用

交付金による財政支援を頼りに地方公共団体が設置・運営している一元的相談窓口の安定的な運用を維持

外国人との共生社会の実現

外国人が抱える問題に寄り添い解決するために資する一元的相談窓口を、コロナ禍や現下のウクライナ情勢などの非常時とも言える状況も含め安定的に運営



持続的な外国人との共生への取組として日本人と外国人が安全・安心して暮らせる社会の実現



〈実施状況の把握と改善の仕組み〉

事業完了後の事業実績報告の活用のほか、相談件数については定期的な報告を求めるとともに、特例措置を活用する場合において継続の必要性の検討等のため、実施状況に毎月の報告を受ける。また、交付金のあり方について、他の支援との連携等も視野に入れたアンケートを継続的に実施する。

〈背景事情や課題設定の根拠、対策の有効性を示すエビデンス〉

〈課題・対応策設定の際の根拠〉

・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和5年度改訂）施策番号35（抜粋）：引き続き、同相談窓口における通訳の配置・多言語翻訳アプリの導入による多言語対応（11言語以上）等の相談体制の整備・拡充の取組を外国人受入環境整備交付金により財政的に支援するとともに、地方公共団体からの意見・要望等を整理し、一元的相談窓口の事業内容の実態把握、分析・検証を行い、交付金の見直し等、一元的相談窓口の設置を促進するための方策について検討する。【ロードマップ20、21】

在外邦人の孤独・孤立に係るチャット相談窓口の業務委託（外務省領事局海外邦人安全課）

令和6年度要求額 9,042千円

【新規】

事業概要・目的

○ 外務省は、在外邦人の孤独・孤立問題にきめ細やかに対応するため、国内NPOと連携した取組を開始した。これらのNPOの一つによれば、外務省との連携以降、在外邦人から寄せられる相談数は増加しており、ポスト・コロナに向けた海外渡航者数の回復に伴い、今後は相談数が更に増加していくことが予想されるとしている。

○ 国内のNPOは、増加する相談案件に対応することで手一杯の状態にあり、海外特有の相談対応に慣れない相談員も多く、在外邦人からのチャット相談に十分な形で対応できていないのが現状。NPOの海外安全にかかる相談能力の向上は急務となっている。なお、これらの相談対応をまとめた報告書は、今後の海外における孤独・孤立の実態把握にも繋がることと期待される。

○ また、在外邦人の間では、孤独・孤立問題に対する感度・理解度が国内に比べ高くなく、専門家ではない外務省職員による本問題の認知度向上の取組には限界があり、実際に相談に応じているNPO団体が海外に出張して講演会活動等を行うことで、本問題の海外における認知度の飛躍的向上が期待できる。

根拠となる政策等：

➢ 第211回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説（令和5年1月23日）抜粋
「孤独・孤立対策にも本格的に取り組めます。対策の基本となる法案を、今国会に提出し、孤独や孤立に寄り添える社会を目指します。」

➢ 参議院予算委員会における林外務大臣の答弁（令和5年3月1日）抜粋
「……外務省としては、在外邦人から寄せられる様々な相談にきめ細やかに対応していくためには、在外公館職員による対応に加えて、相談対応の最前線に立つNPOの活動にしっかりと寄り添うことが重要と考えており、必要な施策を不断に検討して参りたいと思います。」

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

- チャット相談を受け付けているNPOの能力向上により、海外からの相談に対応する体制が強化され、在外邦人に寄り添った一層きめ細やかな邦人保護が可能となる。
- NPOが海外での講演活動を行うことで、孤独・孤立問題の認知度を飛躍的に高めることができる。

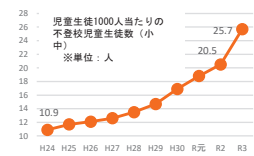
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

90億円
82億円)



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から9年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。
- ◆ さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等を踏まえ、不登校、重大ないじめ・自殺への組織的な早期対応等に向けた相談体制の充実も課題。



○ 自立相談支援機関の各種支援員は、生活困窮者の抱える複合的な課題を的確に評価・分析し、関係機関とも連携しながら包括的な支援を行うことが求められることから、幅広い支援技術が求められる。また、就労準備支援担当者は多様なメニュー作りや企業開拓のほか、家計相談支援員は家計の視点からの専門的な方策の提供にかかる知識が求められる。

○ このような、知識やスキルを有する支援員を確保するためには、質の高い人材の養成が重要となる。

○ 平成30年の法改正によって市などの職員に対する研修が都道府県に対して努力義務化されたことに伴い、令和2年度より、国及び都道府県が役割分担を図ったうえで、研修の実施主体を一部都道府県へ移管している。国においては、原則として初任者を対象にした研修を行い、制度や事業の基本的な考え方や支援技術について講義・演習を行うこととした。

○ 令和5年度は、都道府県や指定都市、中核市の行政職員において、研修や体制整備の手法について一体的に学ぶことができるよう、昨年度までは別々に実施していた都道府県研修担当者向けの研修と自治体の体制整備を行う担当者向けの研修を併せて実施する。また、令和4年度に引き続き、現任者を対象としたテーマ別研修において、孤独・孤立に関する研修等を実施する。

令和5年度研修実施計画

研修名	日数	受講人数（予定）
自立相談支援事業従事者養成研修事業 （主任相談支援員研修、相談支援員研修）	2. 5日間	250人（主任）
		500人（相談）
就労支援員・就労準備支援事業従事者研修	2. 5日間	500人
家計改善支援事業従事者研修	2. 5日間	350人
都道府県研修・自治体の体制整備に係る担当者研修（前期・後期）	2日間	200人
テーマ別研修(孤独・孤立、子どもと家族支援研修)	各1日間	各250人



重層的支援体制構築推進人材養成事業

社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室（内線2289）

令和6年度概算要求額 30百万円（27百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村において、新たな事業に従事する人材の質を高めていくことが重要であるため、本事業の従事者や担当の市町村職員、市町村への支援を行う都道府県職員を対象にした人材養成研修等を実施する。
- 一方、包括的支援体制の整備は全ての市町村の努力義務になっていることから、本事業を実施していない市町村においても、庁内外の連携体制構築に向けたプロセスを踏む必要がある。このため、R6年度は、本事業を実施していない市町村や、移行準備中の市町村を対象とした、ブロック別の研修を導入する。

2 事業の概要・スキーム

（全国研修：重層事業実施市町村を主な対象とすることを想定）

- 多機関協働、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援の各事業の従事者を対象に、事業に必要な専門性を習得するための研修を実施する。

また、市町村の職員及び当該市町村が所在する都道府県の職員を対象に、重層事業を効果的に実施するために必要な、ファシリテーション能力やネットワーク構築に向けたノウハウなどを習得するための研修を実施する。

（ブロック別研修：重層事業未実施市町村を主な対象とすることを想定）

- 市町村の職員等を対象に、包括的支援体制を構築することの意義や、重層事業の理念に対する理解を進めるとともに、わがまちでの体制構築を進めるためにどのようなプロセスを経ることが必要なのか、先行実例から積み上がったノウハウや知見を習得するための研修を実施する。

（その他）

- 市町村を後方支援する都道府県のサポートのため、包括的な支援体制の整備を進めていく上で必要なノウハウの提供、民間企業との連携に向けたサポート、他の都道府県の取組やそのノウハウの共有、広域的に活用できる社会資源の整理、都道府県情報交換会の開催などを実施する。

3 実施主体等

実施主体：国

補助率：－（委託費）

令和4年度事業実績：全国の重層的支援体制整備事業実施自治体に対し、成熟度別（基礎編/応用編）に研修を実施。本事業等への理解を深めるとともに、十分な専門性を有する人材の養成や、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた機運醸成を図った。

精神保健福祉士

資格の定義

精神保健福祉士は、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）に基づく名称独占の資格であり、精神保健福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、若しくは精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談又は精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の精神保健に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。（傍線部は令和4年12月の法改正事項）

主な配置先

病院（精神科病院、一般病院）、診療所、障害者支援施設、障害福祉サービス等事業所、行政機関（精神保健福祉センター、保健所）、保護観察所等

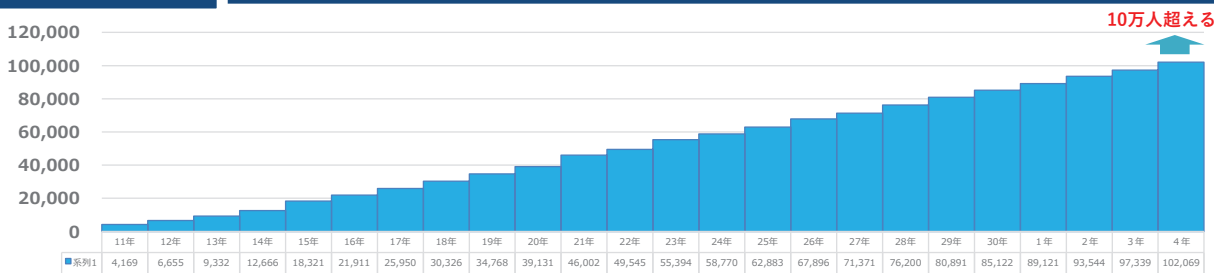
資格者の登録状況

102,069人
(令和5年3月末現在)

指定試験機関・指定登録機関

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター
根拠：精神保健福祉士法
第10条（試験事務）
第35条（登録事務）

資格登録状況



69

社会福祉士の資格の概要

1 社会福祉士の定義

社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者

「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号) 第2条第1項

2 資格取得方法

3つのルートの内いずれかにより国家試験の受験資格を取得し、社会福祉士国家試験に合格し、登録することが必要

- ① 福祉系大学等で社会福祉に関する指定科目を修めて卒業する「福祉系大学等ルート」
- ② 福祉系大学等で社会福祉の基礎科目を修めて卒業等した後、短期養成施設で6月以上修学する「短期養成施設ルート」
- ③ 一般大学等を卒業又は4年以上相談援助業務に従事等した後、一般養成施設で1年以上修学する「一般養成施設ルート」

3 国家試験の概要

- 実施時期 年1回の筆記試験（例年2月上旬に実施）
- 試験科目 ①人体の構造と機能及び疾病、②心理学理論と心理的支援、③社会理論と社会システム、④現代社会と福祉、
(筆記試験) ⑤社会調査の基礎、⑥相談援助の基礎と専門職、⑦相談援助の理論と方法、⑧地域福祉の理論と方法、
⑨福祉行政と福祉計画、⑩福祉サービスの組織と経営、⑪社会保障、⑫高齢者に対する支援と介護保険制度、
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度、⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度、⑯保健医療サービス、⑰就労支援サービス、⑱権利擁護と成年後見制度、
⑲更生保護制度
※精神保健福祉士については、その申請により精神保健福祉士試験との共通科目（①、②、③、④、⑧、⑨、⑪、⑬、⑮、
⑯、⑰の11科目）の試験が免除される。
- 第35回試験結果（令和4年度実施） 受験者数 36,974人、合格者数 16,338人（合格率44.2%）

4 資格者の登録状況

280,968人（令和5年3月末現在）

5 社会福祉士養成施設等の状況

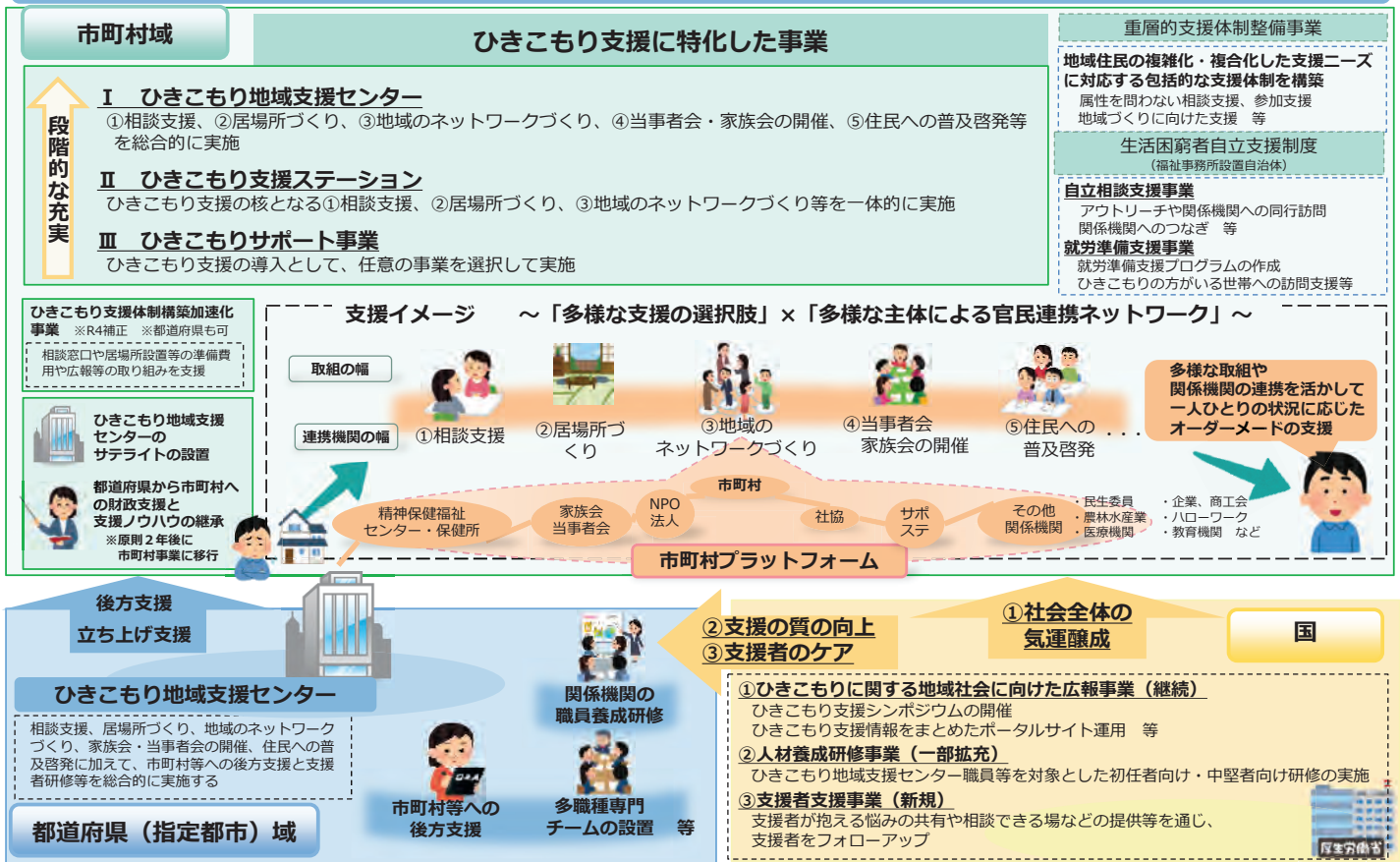
- 学校、養成施設数（令和5年4月1日時点）
福祉系大学等：236校 294課程
社会福祉士指定養成施設：68校96課程

70

ひきこもり支援施策の全体像

令和5年度予算：545億円の内数、令和6年度概算要求額：591億円の内数

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築



「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に係る取組について【令和4年度】

経緯

平成29年度：「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」（平成29年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業））

- 研究代表者：山縣 然太郎（山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座・教授）
- 医療機関を対象に調査を行い、成年後見人や身元保証人に求める役割や支援の実態、医療機関職員の成年後見制度理解の状況といった実態を把握

平成30年度：「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」（平成30年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業））

- 研究代表者：山縣 然太郎（山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座・教授）
- 平成29年度調査を踏まえ、成年後見・身元保証のそれぞれについて、好事例の調査を行った上で、今後必要とされる対応の整理を行い、現場で活用するための「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（令和元年5月）（以下「ガイドライン」という。）を作成。

その後、厚生労働省として、医療機関等にガイドライン及びガイドラインに基づく事例集を周知。

令和2～4年度の取組

○ ガイドライン活用状況の調査及びさらなる活用の推進

「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関する研究」（令和2年度及び3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発研究事業））

- 研究代表者：山縣 然太郎（山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座・教授）
- 令和2年度には、医療機関等を対象にガイドラインの活用状況等の調査を行い、改善点を検討。
- 令和3、4年度には、

「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に基づく事例集を作成。

○ ガイドラインのさらなる周知

- 都道府県の担当者会議等の機会を活用し、引き続きガイドライン等の周知を進める。

1 事業の目的

○ 我が国の少子化は深刻さを増しており、静かな有事とも言える状況にある。2022年の出生数は80万人を割り込み、過去最少となり、政府の予測よりも8年早いペースで少子化が進んでいる。効果的な少子化対策の推進には、政府の取組に加え、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情や課題に応じた取組を進めることが重要であることから、地方公共団体が行う少子化対策の取組を強力に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を拡充する。

2 事業の概要・スキーム

- ① 地域少子化対策重点推進事業
 - 結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組）を支援する。
 - (1) 地域結婚支援重点推進事業
 - ・一般メニュー（補助率：2/3）
 - 結婚支援センターの開設・運営、結婚支援を行うボランティアの育成・ネットワーク化 等
 - ・重点メニュー（補助率：3/4）
 - 自治体間連携を伴う取組、AIを始めとするマッチングシステムの高度化、地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実 等
 - (2) 結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）
 - (3) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業
 - ・一般メニュー（補助率：1/2）
 - 男性の家事・育児参画促進、結婚、妊娠・出産、子育て支援情報の「見える化」支援 等
 - ・重点メニュー（補助率：2/3）
 - 自治体間連携を伴う取組、地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成、子育て家庭やこどもとの触れ合い体験 等
 - ② 結婚新生活支援事業
 - 結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、地方公共団体が新婚世帯を対象に家賃・引越費用等を補助する取組を支援する。
 - ・一般コース（補助率：1/2）
 - ・都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）

<拡充内容> > 地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実、子育て家庭やこどもとの触れ合い体験事業等を重点的に支援するなど拡充を行う。

3 実施主体等

- ① 地域少子化対策重点推進事業
都道府県、市区町村等
- ② 結婚新生活支援事業
都道府県、市区町村等

> 企業向けシンポジウムの開催等による男性の育児休業取得促進の普及啓発

雇用環境・均等局職業生活両立課
(内線7859)

男性の育児休業取得促進事業（イクメンプロジェクト）

令和6年度概算要求額 1.3億円（1.3億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

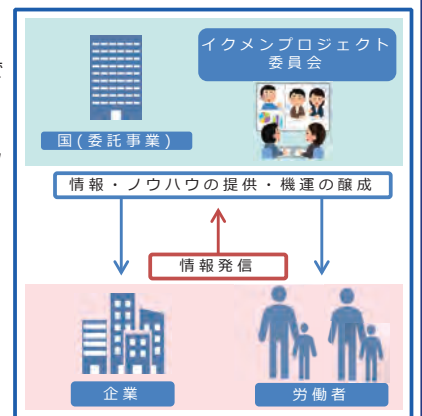
1 事業の目的

- 「イクメンプロジェクト」とは、積極的に育児をする男性「イクメン」及び「イクメン企業」を周知・広報・支援するプロジェクト（H22年度から実施）
 - 令和6年度においては、改正育児・介護休業法に沿った企業の取組を促進するセミナーの開催、企業版両親学級等の取組促進を図るとともに、企業の採用に密接に関連する大学生等の若年者層の育児休業等に関する意識調査を実施（新規）し、令和5年4月から一部企業に義務付けられた育休取得率の公表と関連付け、企業の取組を促していくことで男性の育休取得促進を強力に推進する。
- 数値目標**
- ★ 男性の育児休業取得率：現状 13.97%（令和3年）→ 目標 50%※（令和7年）
 - ※ 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、令和7年目標を30%から50%に引き上げ、令和12年目標を85%とする旨示されている。
 - ★ 第1子出産前後の女性の継続就業率：現状 69.5%（令和3年）→ 目標 70%（令和7年）



2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- 若年層の育児休業取得に対する意識調査の実施（新規）
 - ・大学生等の若年者層を対象に育児休業等に関する意識調査を実施し、調査結果を効果的に活用することで社会的機運を高めるとともに、企業における円滑な人材獲得を支援する
- 企業向けシンポジウムの開催（新規）
 - ・男性の育児休業取得促進に積極的に取り組んでいる企業経営者や管理職（イクボス）のパネルディスカッション等を実施し、好事例を周知・啓発することで企業での育休取得促進の取組を支援
- 経営層・企業（管理職）向けセミナー・若年層セミナーの実施（企業版両親学級を含む）
 - ・企業の取組を促進する経営層・企業（管理職）向け、今後育児を担う若年層向けセミナーを実施
 - ・企業版両親学級の取組を促進するため、セミナーの開催による普及を図るとともに研修動画や資料等の充実を図る
- 普及啓発資料の作成
 - ・男性の育児休業の取得促進に向け、周知資料の母子健康手帳との同時配付や周知・啓発動画の配信等により、子どもが産まれる予定の全プレパパ・プレママに周知を徹底
- 公式サイト等の運用
 - ・改正育児法の周知やイクボス宣言・育児体験談等の投稿を促し、参加型サイトとして運用



実施主体
民間事業者等（委託事業）

<R4年度実績>イクメンプロジェクト公式サイトアクセス件数 約110万件

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」 【令和6年度要求額305百万円の内数】

○働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」(<https://kokoro.mhlw.go.jp/>)において、職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を行うとともに、メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談窓口を設置。 【アクセス件数実績(令和4年度)：約893万件】

職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供

- メンタルヘルスに関する基礎知識
- 事業場の取組事例
- 専門の相談機関や医療機関
- 各種支援・助成制度
- 統計情報
- 関係行政機関の情報 等



メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関するメール相談・電話相談・SNS相談窓口の設置

働く人やその家族からのメンタルヘルス不調やストレスチェック後のセルフケアなどに関する相談、事業者や産業保健スタッフ等からのメンタルヘルス・過重労働対策などに関する相談に応じる、メール相談・電話相談・SNS相談窓口を設置。

「こころの耳メール相談」(平成26年7月～)

- 相談実績(令和4年度)：4,234件

「こころの耳電話相談」(平成27年9月～)

※平成28年度に「こころほっとライン」から改称

- 専用ダイヤル：0120-565-455
- 受付日時：月・火/17:00～22:00、土・日/10:00～16:00
(祝日、年末年始を除く)

- 相談実績(令和4年度)：27,177件

「こころの耳SNS相談」(令和2年6月～)

- 受付日時：月・火/17:00～22:00、土・日/10:00～16:00
(祝日、年末年始を除く)
- 相談実績(令和4年度)：7,808件

拡充

産業保健活動総合支援事業

【令和6年度要求額4,868百万円の内数】

1 事業の目的

- 事業場におけるメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等の産業保健活動の活性化を図るため、①事業者や産業医等の産業保健スタッフ等に対する研修、情報提供等、②小規模事業場に対する産業保健サービスの提供、③助成金等の各種支援を行う。
- 支援内容について、メンタルヘルス対策のさらなる強化の観点から、①精神科産業医、心理職の配置を新たに行い、②両立支援コーディネーターの配置拡大とともに、令和6年4月施行の化学物質の自律管理に係る規制にあわせて相談対応等の拡充を行う。

2 事業の概要・スキーム

労働者
健康安全
機構



- 【拡充】**団体経由産業保健活動推進助成金**：355 (242) 百万円
助成対象範囲の拡大(事務費を追加、総事業費を基準とした助成に見直し)、助成上限額の引き上げ 等

(全体共通)

- 情報提供・広報、連絡会議等
：104 (104) 百万円

産業保健
総合支援
センター



47都道府県

- 産業保健関係者の育成：327 (325) 百万円
産業医等産業保健スタッフ向け専門的研修、事業者・労働者等向け啓発セミナー 等

(産業保健総合支援センター、地域産業保健センター共通)

地域
産業保健
センター










全国約325箇所

- 【拡充】小規模事業場等の産業保健活動への支援：4,077 (3,614) 百万円
メンタルヘルス対策促進員等による訪問指導(精神科産業医、心理職等による支援(拡充))、両立支援コーディネーターによる両立支援(拡充)、産業保健活動に関する相談対応(化学物質の自律的管理への移行に係る相談対応(拡充)等) 等

実施主体：労働者健康安全機構(補助金)
補助率：10/10
令和4年度執行率：128.3%

職場等での心の健康の保持増進を目指した介入のエビデンス構築に関する実証事業

	堤班（北里大学）  労働者の抑うつ・不安の予防に対する 職場での研修等 を通じた効果検証	古川班（京都大学）  労働者の抑うつ・不安の予防に対する スマートフォンアプリ等 を通じた認知行動介入（※）研究 ※認知や行動に働きかける介入方法
介入内容	職場において、教育（①対労働者②対管理職）、③環境改善④身体活動の促進等の介入を行い、介入を行っていない群（基礎的な知識をまとめた小冊子の提供）と比較して効果を検証。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> ①労働者を教育 ③管理職を教育 ②職場環境を改善 ④身体活動を促進 </div> 小冊子を提供	行動活性化・コミュニケーションスキル育成等の効果があるコンテンツをアプリを通じて提供し、介入を受けた群と、受けていない群を比較して効果を検証。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">      </div>
目標数	140事業場、18,220人程度	4,200人程度
介入期間	1～12ヶ月	1～50週
評価指標	抑うつ・不安の改善	抑うつ症状・大うつ病の発症

2020年度	2021年度	2022～2023年度	2024年度	2025年度
・実証事業の詳細立案：実際の取組をベースに取組等をデザイン	・研究班採択（新規公募・交付決定） 【実証開始】 ・介入手法の開発	・介入手法の開発 ・観察対象となる集団を形成（多地点を想定） ・介入の実施	・介入終了後の解析 ・保険者取組を見据えた費用対効果分析等による普及策の検討	・取得エビデンスに基づく介入手法の確立 【実証終了】

孤独・孤立対策推進交付金（内閣府孤独・孤立対策推進法施行準備室）

6年度概算要求額 **3.2億円【重要政策推進枠】**
（新規）

事業概要・目的

- 令和6年4月の孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）の施行による孤独・孤立対策の本格的実施に当たっては、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな対応を行う地方公共団体やNPO等の役割は極めて重要です。同法においては、その責務や関係者の連携及び協力が規定されたところです。
- しかしながら、地方公共団体の取組には大きな差がみられ、地方における孤独・孤立対策の連携体制や推進状況は不十分です。また、現場で支援活動を実践するNPO等の個々の運営基盤は弱く、広域的活動を行う中間支援組織による、いわゆる支援者支援が必要です。
- このため、孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方における官・民・NPO等の連携による孤独・孤立対策の推進を支援するとともに、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援します。

事業イメージ・具体例

- 1 地方における孤独・孤立対策推進事業
 都道府県及び市区町村を対象として、各地域の実情に応じた関係者間の連携・協働体制の構築や孤独・孤立対策の推進等に係る取組を支援します。
 （事業内容）
 ・地域における担い手の把握・見える化、連携・協働体制の構築、当該地域における孤独・孤立の状況の把握、セミナー・ワークショップの開催、広報活動、相談窓口設置、人材の養成・資質向上、市区町村の支援（※）など
 ※実施主体が都道府県の場合
- 2 孤独・孤立対策担い手育成支援事業
 広域的活動を行う中間支援組織を対象として、孤独・孤立対策に取り組む中小規模のNPO等への運営能力の向上や活動基盤の整備に係る取組を支援します。
 （事業内容）
 ・NPO等に対する運営基盤（資金調達、会計処理、広報等）の強化のための伴走支援や専門家派遣、講習会等の実施
 ・関係者間のネットワーク形成の促進や支援物資・サービスのマッチングシステムの構築など

資金の流れ



期待される効果

- 地方公共団体が主体となり連携・協働体制を構築することで、全国各地で孤独・孤立対策が展開されます。
- 個々のNPO等の運営能力や活動基盤の底上げにより、安定的・継続的な孤独・孤立対策につながります。

＜こども政策推進事業費補助金＞

令和6年度概算要求 4億円+事項要求（2億円）※（）内は令和4年度第二次補正予算額

1 事業の目的

○ 各自治体におけるこどものニーズ把握等の居場所づくりの前提となる実態調査や、居場所づくりに係る様々な広報啓発の取組に対して財政支援を行うとともに、NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を令和6年度も継続して実施することにより、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」に基づく取組を推進する。

2 事業の概要・スキーム

(1) 実態調査・把握支援

・居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

・こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

＜広報啓発の取組例＞

- ・こどもと居場所等を繋ぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・居場所マップの作製・配布
- ・相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- ・人材の発掘に向けたシンポジウムなどイベントの実施 等

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

・NPO等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

＜想定されるテーマ例＞

- ・同年代のスタッフが運営するピアカフェの実施
- ・高校の空き教室等を活用したカフェの開設によるアウトリーチ支援
- ・障害のある子もいない子も遊び、交流し育ち合う場の実施
- ・居場所のない若者が自らの意思で気軽に利用・相談できる場の提供 等



3 実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】	市区町村
【負担割合】	国1/2、市区町村1/2
【補助基準額案】	
1 指定都市当たり	5,458千円
1 特別区・中核市当たり	3,434千円
1 市町村当たり	1,948千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】	市区町村
【負担割合】	国1/2、市区町村1/2
【補助基準額案】	
1 指定都市当たり	4,133千円
1 特別区・中核市当たり	3,885千円
1 市町村当たり	2,130千円

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】	都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る） ※同一団体の同一事業は採択しない。
【負担割合】	国10/10
【補助基準額案】	1団体当たり 5,000千円（上限）

※上記のほか、国が行う「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」の周知・広報に必要な経費を要求。

学びと社会の在り方改革推進事業

令和6年度概算要求額 10億円（新規）

商務・サービスグループ
サービス政策課教育産業室

事業の内容

事業目的

社会全体でデジタル・トランスフォーメーション（DX）が進む未来の予測が困難な時代において、他者と協働する力、主体性をもって課題に立ち向かう力等を身につけることがこれからの時代を生き抜く子どもたちに求められている。それらの能力の涵養に有益な民間教育サービスの振興やサービスをフル活用した教育の在り方・教育DXを追求していくことにより、多様なニーズを抱える子どもたちの成長を促し、もって将来の日本経済の更なる成長を図ることが重要である。このため、学校等において民間事業者による「学びと社会の在り方改革」・教育DXを進める実証を行い、好事例を全国に横展開等することで、民間教育サービスの創出・拡大を促進するほか、それをもって日本経済を支える人材を育成する基盤を整備することを本事業の目的とする。

事業概要

(1) 「未来の教室」スクール事業

学校外でも探究心や研究心を育む多様な民間教育の場（サード・プレイス）が、子どもたちに多様な学びを提供する事例を創出し全国的に展開する。また、教育活動資金確保のためのファンドレイジングを行う事例や、外部リソースの活用等を通じた教育DXの事例の創出・普及展開を実施する。

(2) 学びのイノベーション企業創出支援事業

教育系のスタートアップ企業と、それを支えるサポーターを集め、アクセラレーションプログラムの提供や海外展開支援等を行い、学びのイノベーション企業が創出されるエコシステムを構築する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 「未来の教室」スクール事業



(2) 学びのイノベーション企業創出支援事業



成果目標

(1) 「未来の教室」スクール事業

・短期的には実証事業における狙いが、実際に発現されることを目指し、最終的には全国で横展開されることを目指す。

(2) 学びのイノベーション企業創出支援事業

・短期的には、EdTech企業の事業進展件数10件を、中長期的にはこれらを国内外に展開した事例の創出を目指す。

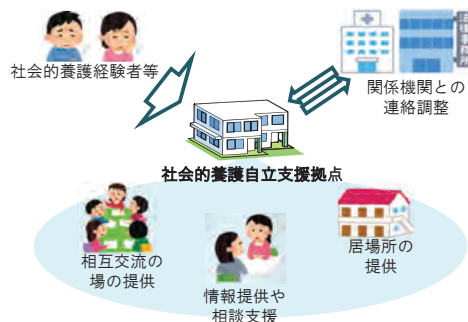
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 208 億円の内数
 (一) ※ () 内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰宅先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

2. 施策の内容

- (1) 相互交流の場の提供
社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。
 - (2) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言
社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。
 - (3) 関係機関との連絡調整
他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。
 - (4) 一時避難のかつ短期間の居場所の提供
社会的養護経験者等が帰宅先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。
- ※ (1)～(3)は実施を必須とし、(4)は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



3. 実施主体等

【補助基準額】

ア 基本分	1 か所当たり	23,795千円	エ 就労相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援コーディネーター 1人			・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,372千円
・ 生活相談支援員 1人			・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,744千円
・ 就労相談支援員 1人			オ 医療連携担当職員配置加算	1 か所当たり	6,955千円
・ 相互交流費用			カ 法律相談対応準備加算	1 か所当たり	2,113千円
・ 関係機関連携費用			キ 開設準備経費加算	1 か所当たり	4,000千円
イ 生活相談支援員配置加算			ク 賃借料加算	1 か所当たり	3,000千円
・ 職員を2人配置する場合	1 か所当たり	5,168千円	ケ 自立生活支援加算	1 か所当たり	2,594千円
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算					
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,372千円			
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,744千円			

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
 【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

※ イ又はウのいずれか一方の加算のみ補助

社会的養護経験者等ネットワーク形成事業

＜社会的養護経験者等ネットワーク形成事業補助金＞ 令和6年度概算要求額 21 百万円
 [21 百万円] ※ [] 内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

社会的養護経験者同士がその支援者団体等も含めて、交流を深め、意見交換及び意見表明を行う機会等を確保することで、社会的養護経験者の孤立を防ぐとともに、社会的養護経験者が抱える課題等を把握し、適切な自立支援策の構築を行う。

また、特別養子縁組を行った養親、養子（以下「特別養子縁組当事者」という。）同士や、養子縁組民間あっせん機関等の関係機関の交流を促進することにより、課題の把握や、好事例の共有、支援策の検討等を行うことで、更なる取組の強化を図る。

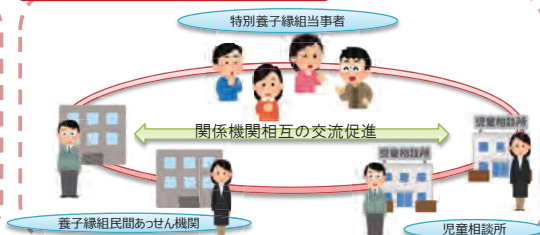
2. 施策の内容

- (1) 社会的養護経験者のネットワーク形成
社会的養護経験者同士の全国交流会の開催及び特設Webサイト等を活用して、社会的養護経験者が活用できる支援やサービス、支援者団体の周知、当事者の体験談の共有等を行う。
- (2) 特別養子縁組当事者のネットワーク形成
特別養子縁組当事者、養子縁組民間あっせん機関職員、児童相談所職員等が参加する全国フォーラムを開催。

社会的養護経験者のネットワーク形成



特別養子縁組当事者のネットワーク形成



3. 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）
 【補助基準額】 21,478千円
 【補助割合】 定額（国：10／10相当）

ひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業の拡充）

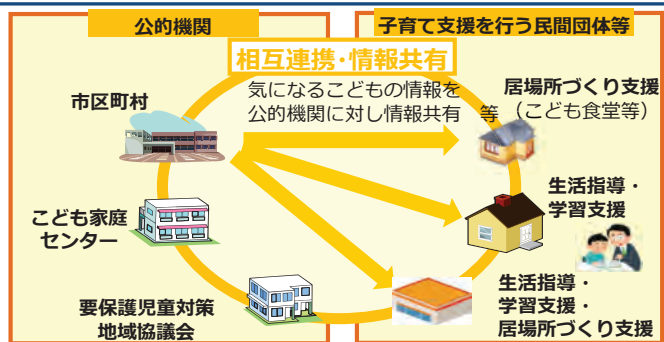
＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 164 億円の内数 + 事項要求
 【162 億円の内数】 ※【 】内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもの生活の向上を図る。

2. 施策の内容

- ① 地域の実情に応じて、以下のアからウの支援を組み合わせ実施することができる。
 ア 生活指導・学習支援
 イ **居場所づくり支援（従来の「食事の提供」）**
 ⇒こども食堂などの食事の提供や体験教室などの体験型学習のような多様な居場所の提供に活用。
 ウ 連携体制整備
- ② 「地域こどもの未来応援交付金」からのスムーズな移行を進めるため、これまで市区町村と連携が図られていなかった事業者が自治体と連携して事業を実施した場合には、通常より高い国庫補助率を特例的に設定する。また、自治体負担の激変緩和措置も設ける。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村
 【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2（上記2.②の場合の特例：国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3）
 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4（上記2.②の場合の特例：国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6）

見直し 国2/3、市区町村1/3 ⇒上記2.②の場合に限り、市区町村の判断で実施できるよう、直接補助も選択可とする

【補助単価】

ア. 生活指導・学習支援

- (1) 事務費 1か所当たり 2,746千円
- (2) 事業費（集成型） 1か所当たり 4,898千円（週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる）
- (3) 事業費（アウトリーチ型） 1回の訪問が1日の場合 10,420円/回（半日以内の場合 6,700円）
- (4) 実施準備経費 1か所当たり ① 改修費等 4,000千円 ② 礼金及び賃借料（実施前月分） 600千円

イ. 居場所づくり支援（従来の「食事の提供」）

1か所当たり：3,500千円

ウ. 連携体制整備

1実施主体当たり：453千円 → R6要求：2,912千円 **拡充**

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 164 億円の内数 + 事項要求
 【162 億円の内数】 ※【 】内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

<対象者>

- ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者

<貸付額>

- 養成機関への入学時に、入学準備金として50万円を貸付
- 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として20万円を貸付
 ※ 無利子（保証人がいない場合は有利子）

<返済免除>

- 貸付を受けた者が、養成機関の修了から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間引き続きその職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

3 実施主体等

【実施主体】 ①都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認められた者への委託も可能）
 ②都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県等が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

【補助率】 ①の場合：9/10（国9/10、都道府県又は指定都市1/10）

②の場合：定額（9/10相当）※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

【貸付実績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入学準備金（貸付件数）	1,977件	1,542件	1,290件	1,166件	915件
就職準備金（貸付件数）	821件	907件	889件	916件	702件

離婚前後親支援モデル事業

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 164 億円の内数 + 事項要求
 【162 億円】 ※ 【 】内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や親子交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保に資する取り組みを実施する。

2. 施策の内容



離婚前後親支援事業

- (1) 親支援講座**
 - ① 親支援講座
養育費の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
 - ② 情報提供
親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。
 - (2) 養育費の履行確保に資する取組**
 - ① 戸籍・住民担当部署との連携強化
戸籍・住民担当部署に相談員を配置し、ひとり親担当部署と連携（離婚届の受け取り時の相談支援のほか、リーフレットや動画教材の作成など）を図る。
 - ② 離婚前段階からの支援体制強化
別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。
 - ③ 公正証書等による債務名義の作成支援
公正証書等による債務名義を作成を支援する。
 - ④ 保証契約支援
保証会社と養育費保証契約を締結するための支援を行う。
 - ⑤ 戸籍抄本等の書類取得補助
家庭裁判所の調停申し立てや、裁判に要する添付書類の取得などの支援を行う。
 - ⑥ 弁護士等による個別相談支援
弁護士等を配置し、養育費に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。
 - ⑦ 裁判外紛争解決手続き（ADR）を利用し調停に係る費用への支援
 - ⑧ その他先駆的な取組
- ①～⑦のほか、養育費の履行確保等に資するものとして先駆的な取組

-
- 子どもの心情的理解
 - 離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減
 - 同じ境遇にある当事者との交流などにより、孤立感を解消
 - 養育費や親子交流に関する取り決めを促進
 - ひとり親になって間もない段階から必要な支援の提供が可能
 - 養育費の履行を確保

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）
 【補助率】 国：1/2、都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村：1/2 【補助単価】 1自治体当たり：15,000千円
 【R4年度実績（交付決定ベース）】 172自治体

新規 ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業

令和6年度概算要求額 25 億円
25億円

1. 施策の目的

困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯の子ども等を対象とした、子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。

2. 施策の内容

【1】国⇒中間支援法人

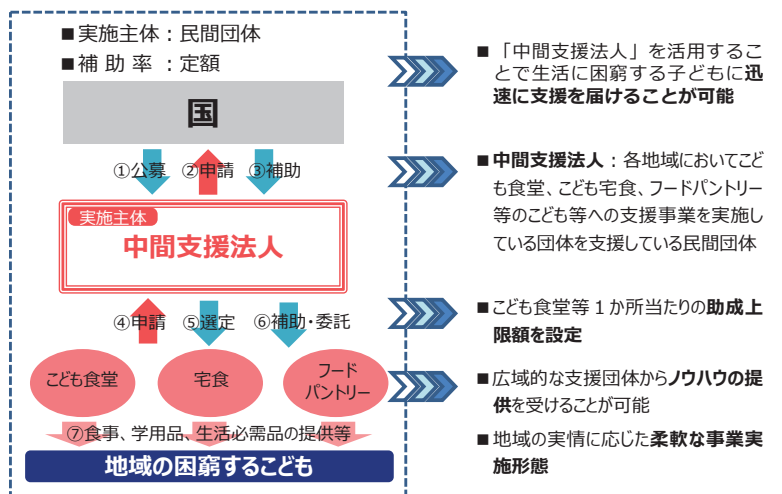
■ 子ども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。

【2】中間支援法人⇒子ども食堂等

- 子ども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。事業実施に必要な費用を助成（上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】子ども食堂等⇒ひとり親家庭等の子ども

■ ひとり親世帯等の子どもに食事の提供等を行う。



3. 実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人当たり：350,000千円
 【補助率】 定額（国：10/10相当）

地域子育て支援拠点事業

令和6年度概算要求額 1,920億円の内数+事項要求 (1,920億円の内数)

(子ども・子育て支援交付金(こども家庭庁)及び重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省))

1. 施策の目的

背景

- ・3歳未満児の約6～7割は家庭で子育て
- ・核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- ・男性の子育てへの関わりが少ない
- ・児童数の減少

課題

- ・子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・子どもの多様な大人・子どもとの関わりが減
- ・地域や必要な支援とつながらない

地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供



2. 施策の内容

○一般型 公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

○連携型 児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

4つの基本事業

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

➢ 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施

➢ NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、**地域の子育て力を向上**

○更なる展開として

- ・地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(一時預かり等)
- ・地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

3. 実施主体等

○実施主体 市町村(特別区を含む)

○負担割合 国(1/3)、都道府県(1/3)、市町村(1/3)

○主な補助単価(令和5年度予算)

【基本事業】一般型 8,639千円(5日型、常勤職員を配置の場合)
連携型 3,192千円(5～7日型の場合)
※ 開設日数、勤務形態により単価が異なる

【加算事業】子育て支援活動の展開を図る取組(一時預かり等)
3,302千円(一般型(5日型)で実施した場合)

地域支援加算 1,553千円

特別支援対応加算 1,085千円

育児参加促進講習休日実施加算 412千円

※ この他、出張ひろば等の実施により単価が異なる

【開設準備経費】(1)改修費等 4,000千円

(2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600千円

○実施か所数の推移(単位:か所数)

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
7,431	7,578	7,735	7,856	7,970

子どもの学習・生活支援事業について

令和5年度予算: 3,450億円の内数
令和6年度概算要求額: 2,910億円の内数

事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の实情に応じ、創意工夫をこらし実施(地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等)。
- 改正法において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援: 単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かくて包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援: 子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身につけていない

親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等)等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援等



教育及び就労(進路選択等)に関する支援

- ・高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言等



子どもの学習・生活支援を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、
子どもの将来の自立を後押し(貧困の連鎖防止)



1 食品ロス削減・プラスチック資源循環の推進

【令和6年度予算概算要求額 186(186)百万円】
 (うち 未利用食品提供の推進等 100百万円)

<対策のポイント>

フードサプライチェーンにおける課題解決や未利用食品の提供等を通じた食品ロス削減の取組、農林水産業・食品産業におけるプラスチック資源循環の取組を支援します。

<事業目標>

- 2000年度比で事業系食品ロス量を半減(273万t [2030年度まで])
- 海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロまで削減 [2050年まで]

<事業の内容>

1. 食品ロス削減総合対策事業 153(153)百万円

① 食品ロス削減等推進事業

(食品ロス削減等課題解決事業)

民間事業者等が行う食品ロス削減等に係る新規課題等の解決に必要な経費を支援します。(例：商慣習の見直しの検討、食品ロス削減等に係る優良事例調査等)

(食品事業者からの未利用食品提供の推進等)

ア 食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要なノウハウ獲得等を促進するため、**専門家派遣等によるサポート**を実施します。
 イ 食品事業者とフードバンク等による広域連携等の**先進的な取組**に対し、未利用食品の輸配送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会等の開催費等を支援します。

② 食品ロス削減調査等委託事業

食品ロス実態把握のため食品関連事業者のデータベースの整備を実施します。

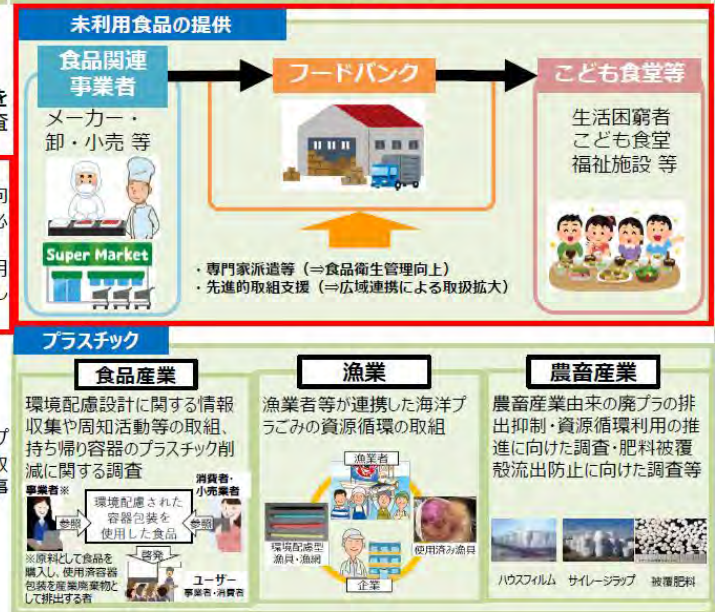
2. プラスチック資源循環の推進 33(33)百万円

食品産業における環境配慮設計に関する情報収集や周知活動、持ち帰り容器のプラスチック削減に関する調査、漁業者等が連携した海洋プラスチックごみの資源循環の取組、農畜産業における廃プラスチックの排出抑制と循環利用の推進に向けた先進的事例調査、プラスチックを使用した被覆肥料に関する調査等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】

大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 (03-6744-2066)

国の災害用備蓄食品の有効活用について

国の災害用備蓄食品について、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から有効に活用するため、各府省庁において申合せ。

申合せ内容

- 入替えにより、供用の必要がないものとして、不用決定を行った災害用備蓄食品については、必要な場合を除き、原則フードバンク団体等へ提供
 - 各省庁等における売払手続の実績を勘案し、賞味期限までの期間が概ね2か月以内の食品については、売り払うことができないものとして、提供の対象とする。
 - 賞味期限までの期間が概ね2か月超の食品については、適正な予定価格を設定し、オープンカウンター方式等により売払手続を行い、売り払うことができなかったものを提供の対象とする。
 - 賞味期限が近づいている場合や、賞味期限を過ぎたものを提供しようとする場合には、例えば、安心して食べきる目安となる期限の情報提供を行うなど、円滑な提供に向けて配慮する。
- 災害用備蓄食品の提供に関する情報については、各府省庁においてwebサイトに掲載のうえ、農林水産省においてポータルサイトを設け、各府省庁の情報を取りまとめて公表。
- まずは中央府省庁(外局を含み、東京都に所在する官署に限る。)で実施することとし、これら以外の地方支分部局、施設等機関等の官署についても可能などから対応するなど、順次取組を拡大。

申合せ事項については、各府省庁の取組状況等を踏まえ、今後も必要に応じ見直し。

【申合せ参加府省庁】

内閣官房、内閣法制局、復興庁、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

※フードバンク団体等には、フードバンク団体のほか、子ども食堂など、生活困窮者等に対し食料・食事の提供を行う団体を含む。

政府備蓄米の無償交付(子ども食堂等、子ども宅食への支援)

背景・目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、学校給食の補完機能を果たす「子ども食堂等」に加え、子ども食堂に集まりにくい中で、子育て家庭に食材を届ける「子ども宅食」の取組が拡大しています。
- 従前より政府備蓄米を活用して、学校給食におけるごはん食の拡大を支援してきた無償交付制度の枠組みの下、子ども食堂等や子ども宅食においても食育の一環としてごはん食の推進を支援します。

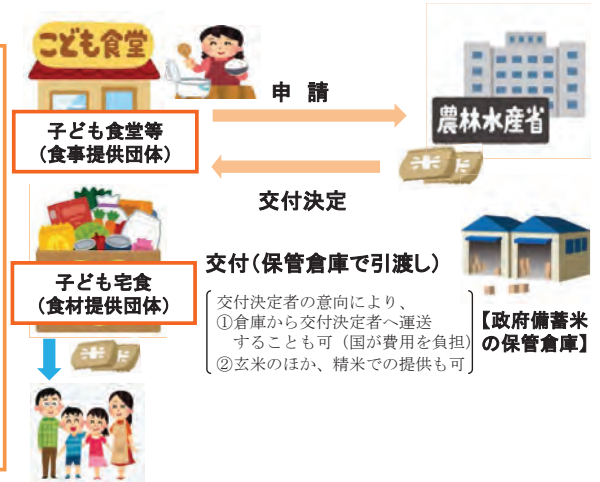
事業内容

【子ども食堂等】

- ごはん食を提供する子ども食堂等(食事提供団体)の取組に交付。
- 食事提供を行う場所で、子どもにごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うことが条件。(食事提供団体ごとに、一申請当たり120kgを上限に交付)

【子ども宅食】

- 食材提供を希望する子育て家庭に、政府備蓄米と他の食材を併せて、直接配付を行う団体(食材提供団体)の取組に交付。
- ごはん食の魅力が伝わるチラシやレシピなど活用し、子育て家庭に対して、ごはん食の魅力を伝えるなどの食育の取組を行うことが条件。(食材提供団体ごとに、一申請当たり450kgを上限に交付)
- 交付対象者 ※以下の要件を満たした団体
 - ・「都道府県や市区町村等と連携し、子育て家庭の情報を基に活動をしている団体」又は「公的支援を受けている団体」
 - ・「子育て家庭に直接、食事又は食材の提供を行っている団体」



申請方法

- 農林水産省に直接申請。
- ※ 中間団体を取りまとめて交付申請書を提出することも可能。(交付は、各食事提供団体等に対して直接交付。)
- ※ 交付された政府備蓄米について、交付した数量を適切に使用した場合、必要に応じて年度内の追加申請が可能。
- ※ 同じ提供団体であっても活動実態が異なる場合、それぞれの活動単位での申請が可能。

本事業の内容については、以下まで直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】農産局穀物課消費流通第1班
(ダイヤルイン：03-3502-7950)

申請様式など、詳しくはこちら



消費・安全対策交付金のうち 地域での食育の推進

【令和6年度予算概算要求額 2,485(2,006)百万円の内数】

<対策のポイント>

第4次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進します。その際、農林漁業体験機会の提供の取組に加えて他の取組も行う食育活動を優先的に支援します。

<事業目標>

食育推進基本計画の目標の達成

<事業の内容>

- 1. 食育を推進するリーダーの育成**
地域で活躍する食育推進・食文化継承・農業体験リーダー等の育成やその活動促進を支援します。
 - 2. 農林漁業体験機会の提供**
食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験の提供に向けた検討会開催や体験機会の提供を支援します。
 - 3. 地域における共食の場の提供**
地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチング等により、多世代交流や子ども食堂等の共食の場の提供を支援します。
 - 4. 学校給食における地場産物活用の促進、和食給食の普及**
学校給食に地場産物を使用するための生産者とのマッチング、献立の開発・試食、食育授業を支援します。
 - 5. 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上**
環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上に向けて、意識調査、セミナーの開催等を支援します。
 - 6. 食品ロスの削減**
食品ロスの削減に向けた消費者の意識調査や飲食店等と連携した啓発資料の配付やセミナーの開催を支援します。
 - 7. 地域食文化の継承**
地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。
- (注) シンポジウム、展示会、交流会等の開催
食育の推進に係るシンポジウム等の開催、食育の課題解決に向けた交流会、セミナー等の開催を支援します。この取組は、1～7の取組を行った上であわせて支援することができます。

<事業イメージ>

- 目標(食育推進基本計画の目標のうち農林漁業体験機会の提供等当省関連)
- ・食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
 - ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
 - ・地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
 - ・学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
 - ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
 - ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
 - ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
 - ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
 - ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす

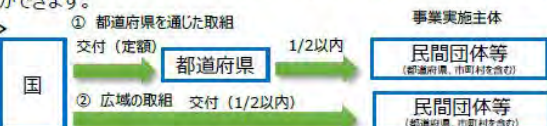


- ・食生活の改善や食文化等に対する意識の向上、
- ・地場産食材の活用割合の増加等

食育推進基本計画の目標達成(令和7年度)を目指す

【お問い合わせ先】消費・安全局消費者行政・食育課 (03-3502-5723)

<事業の流れ>



背景・課題

- ・不登校児童生徒は9年連続増加（令和3年度の小・中・高等学校の不登校児童生徒数：約30万人）しており、憂慮すべき状況。
- ・90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が4.6万人存在。
- ・令和5年3月、文部科学大臣の下、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を発表。
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2023」においても「不登校特例校や学校内外の教育支援センターの全国的な設置促進・機能強化」等を明記。

1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えます。



不登校特例校（※）の設置促進 3億円（1億円）

※名称変更予定

- ・不登校特例校の設置準備に加え、新たに設置後の運営支援（設置準備:20箇所、設置後:10箇所）【拡充】
- ・SC・SSWの配置充実（週5日）【新規】
- ・廃校や余剰教室等の既存施設を改修して活用する場合の支援メニューの創設【新規】 2,097億円+事項要求の内数

校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の設置促進 5億円

- ・校内教育支援センター（SSR）の設置促進【新規】
- ・学習指導員等の配置充実【拡充】 45億円の内数（36億円の内数）

教育支援センターのオンライン体制・アウトリーチ機能の強化 8億円

- ・在籍校とつながり、自宅にいる児童生徒・保護者へ学習・相談支援を行うための教育支援センターのICT環境の整備【新規】
- ・保護者への相談支援やアウトリーチ等の地域の総合的拠点機能形成（全都道府県・指定都市）【新規】

多様な学びの場、居場所を確保等

- ・関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置【拡充】
- ・不登校児童生徒支援協議会等の設置及び教職員研修会等の実施【拡充】
- ・夜間中学の設置準備・運営支援及び教育活動の充実【拡充】
- ・高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究【拡充】 1.1億円の内数(0.8億円の内数)
- ・各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業【新規】 2億円の内数



2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。



1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進 6億円

- ・1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進（全都道府県・指定都市等）【新規】

「チーム学校」による早期支援を推進 90億円（82億円）

- ・SC・SSWの配置及び重点配置校数の拡充、より課題を抱える学校の配置時間充実【新規】

一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援

- ・SC・SSWの配置（再掲）、保護者学習会等の実施を支援【拡充】



3 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。

学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）

- ・校内教育支援センターの設置促進及び学習指導員等の配置充実（再掲）

快適で温かみのある学校としての環境整備

- ・公立小・中学校等の施設整備を行う自治体に対し、その一部を支援 2,097億円+事項要求の内数（687億円の内数）



(担当：初等中等教育局児童生徒課)

地域支援事業（地域支援事業交付金・重層的支援体制整備事業交付金）

老健局

認知症施策・地域介護推進課（3986）

令和6年度概算要求額 事項要求 1,933億円（1,933億円） ※()内は前年度当初予算額

令和4年度予算額 : 1,928億円

交付決定額 : 1,759億円（執行率91.3%）

1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



咲かそう、地域包括ケアの花！

2 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

① 介護予防・日常生活支援総合事業

「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」

※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能

② 包括的支援事業・任意事業

「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」

財源構成

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
1号保険料、2号保険料と公費で構成（介護給付費の構成と同じ）
- ② 包括的支援事業・任意事業
1号保険料と公費で構成（2号は負担せず、公費で賄う）

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	-

3 実施主体・事業内容等

実施主体

市町村

事業内容

高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、**地域介護予防活動支援事業**、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

イ 社会保険の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、**認知症施策の推進**、地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

介護給付費等費用適正化事業、**家族介護支援事業**等

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち
農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農福連携型）

【令和6年度予算概算要求額 11,741(9,070)百万円の内数】

<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園※の開設、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、都道府県による専門人材育成の取組等を支援します。

※ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供する農園

<事業目標>

農福連携に取り組む主体を新たに創出(3,000件[令和6年度まで])

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業(農福連携型)

① 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の開設、移動式トイレの導入等を支援します。
 【事業期間：上限2年間、交付率：定額(簡易整備、高度経営、介護・機能維持の場合は上限150万円、経営支援の場合は上限300万円、作業マニュアルの作成等)に取り組む場合は初年度の上限額にそれぞれ40万円加算】

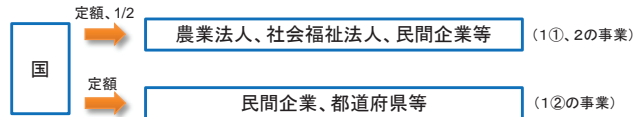
② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の全国的な横展開に向けた取組、農福連携の定着に向けた専門人材の育成等を支援します。
 【事業期間：1年間、交付率：定額(上限500万円等)】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業(農福連携型)

障害者等が作業に携わる生産施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備を支援します。
 【事業期間：上限2年間、交付率：1/2(簡易整備の場合は上限200万円、高度経営の場合は上限1,000万円、経営支援の場合は上限2,500万円、介護・機能維持の場合は上限400万円)】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）



[お問い合わせ先] 農村振興局都市農村交流課(03-3502-0033)

○ 食品アクセス確保対策推進事業

【令和6年度予算概算要求額 200(一)百万円】

<対策のポイント>

それぞれの地域における円滑な食品アクセスの確保に向けて、当該地域の食に関する関係者が連携する体制を構築し、課題解決のためのモデル的な取組を行う地域を支援するとともに、先進的な事例から得られた知見を活用した食品アクセス確保の取組の全国展開を図ります。

<事業目標>

食品アクセス確保に取り組む地域の創出(100地域[令和10年度まで])

<事業の内容>

1. 地域における食品アクセス確保の推進 100(一)百万円

食品アクセスに関する諸課題の解決のため、地域で食に関する関係者が連携して行う以下の取組を支援し、食品アクセスの確保に関してモデルとなる地域を創出します。

① 都道府県・市町村をはじめとする地域の関係者で組織する協議会の設置

② 関係者間の調整役となるコーディネーターの配置

③ 地域における食品アクセスに関する現状・課題の調査

④ 食品アクセスに関する課題解決に向けた計画の策定・実行

【事業期間：最大3年間、補助率：定額*(上限:1,000万円/年、1,500万円/地域)

※2年目は3/4、3年目は1/2を国費で負担】

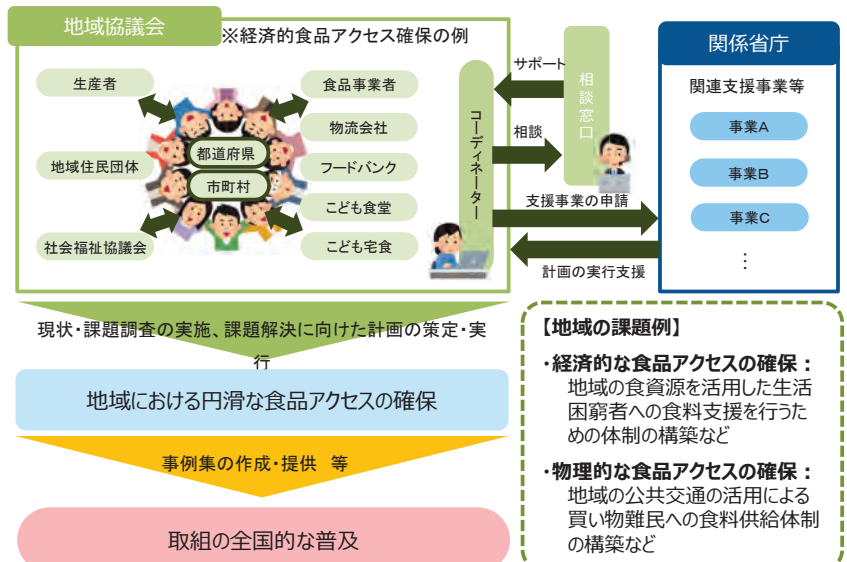
2. 地域における食品アクセス確保に向けた取組へのサポート 100(一)百万円

相談窓口の設置等のサポートにより、地域における食品アクセス確保のための体制構築を支援するとともに、先進的な事例から得られた知見を活用することで、食品アクセス確保の取組の全国展開を図ります。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【地域の課題例】

- ・経済的な食品アクセスの確保：地域の食資源を活用した生活困窮者への食料支援を行うための体制の構築など
- ・物理的な食品アクセスの確保：地域の公共交通の活用による買い物難民への食料供給体制の構築など

[お問い合わせ先] 消費・安全局消費者行政・食育課(03-6744-1971)

○ 食品アクセス支援団体活動支援事業

【令和6年度予算概算要求額 1,000(一)百万円】

<対策のポイント>

個人の食料安全保障の観点から、各地域における食品アクセスの強化を図るため、フードバンクや子ども食堂等、**地域での食料の提供等を担う団体の新規立上げや食品取扱量・提供数の拡大に向けた活動を支援**します。

<事業目標>

食品アクセス支援団体数の増加、食品取扱量・提供数の拡大

<事業の内容>

食品アクセス支援団体の立上げ・取組拡大支援

各地域における食品アクセスの強化を図るため、**地域での食料の提供等を担う食品アクセス支援団体(※)**を新たに立ち上げ、又は**既存の食品アクセス支援団体が食品取扱量の拡大を図るのに必要な取組に要する以下の経費を支援**します。

(※)地域の食品アクセス困難者向けに無償で食料の提供又は配布を行う法人等

【新規の団体】

団体の立上げに必要な取組に要する経費

- ①団体の設立及び活動の検討経費
- ②団体の設立に際して新規雇用を行う際の経費
- ③食品の集配や保蔵、加工・調理等を行う設備等の整備経費 等

【既存の団体】

食品取扱量・提供数の拡大を図る取組に要する経費

- ①食品取扱量・提供数の拡大に向けた検討経費
- ②食品取扱量・提供数の拡大に伴い新規雇用を行う際の経費
- ③食品取扱量・提供数の拡大に伴う設備等の整備経費 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>



支援

- 地域における食品アクセス困難者の居住状況、未利用食品等の賦存量や品目、寄附の意向、集配ルート等の調査
- 新規雇用のための求人、実践研修等の実施
- 集配・保蔵用施設・設備、加工・調理用機械・設備等の導入・改修 等

食品アクセス確保に取り組む団体の増加・食品取扱量の拡大
⇒食料の提供が可能な人数・回数拡大

地域における食品アクセスの強化

97

[お問い合わせ先]消費・安全局消費者行政・食育課(03-6744-1971)

地域運営組織の形成・運営

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

※853市区町村で、おおむね小学校区単位に7,207団体が形成(令和4年度調査)

地域運営組織に対する支援等

地域運営組織の活動事例

○地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査
- ・自治体職員向け地域別研修会の開催
- ・形成促進に向けた研修用テキスト、ワークショップの手引き作成 等

○全国セミナー

- ・国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出

○地方財政措置(普通交付税・特別交付税)

- 1.住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
 - (1) 地域運営組織の運営支援
 - (2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 2.地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】



(特非) きらりよじまネットワーク(山形県川西町)

- ・高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の**生活支援活動**を実施。
- ・コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



(特非) ほほえみの郷トイトイ(山口県山口市)

- ・移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける**移動販売サービス**を実施。
- ・移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、**高齢者の見守り**の機能も果たしている。



98